

武蔵野市バリアフリー 基本構想 (素案)

平成 22 年 12 月

【ご意見の募集について】

下記期間、本素案に対するご意見を募集しています。

期間：平成 22 年 12 月 14 日（火）～12 月 28 日（火）

住所、氏名、電話番号を明記の上、下記のまちづくり推進課宛に、郵送、FAX、Eメールまたは、直接ご持参ください。

【問い合わせ先】

武蔵野市 都市整備部 まちづくり推進課

〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28

TEL 0422-60-1872（直通）

FAX 0422-51-9250

sec-machidukuri@city.musashino.lg.jp

目次

第1章 はじめに

1. 背景	1
2. 目的	1
3. 位置づけ	2
4. 改定の手順	4
5. 武蔵野市の概況	6

第2章 基本的な考え方

1. 四つの原則	8
2. 基本的な方針	9
3. 個別方針（移動等円滑化に関する事項）	11
4. その他の事項	15
5. 目標年次	22

第3章 地域別構想

吉祥寺駅周辺地区

1. 吉祥寺駅周辺の現状	23
2. 基本的な方針	24
3. 重点整備地区の位置及び区域	24
4. 特定事業及びその他の事業	27
5. その他	41

三鷹駅周辺地区

1. 三鷹駅周辺の現状	42
2. 基本的な方針	42
3. 重点整備地区の位置及び区域	43
4. 特定事業及びその他の事業	46
5. その他	61

武蔵境駅周辺地区

1. 武蔵境駅周辺の現状	61
2. 基本的な方針	61
3. 重点整備地区の位置及び区域	62
4. 特定事業及びその他の事業	65
5. その他	76

第4章 実現にあたって

1. 特定事業計画の作成	76
2. 特定事業の実施	76
3. 進捗状況の把握及び評価	77
4. 武蔵野市第5期基本構想・長期計画への明記	78
5. 国や都、関係自治体との連携	78

第5章 今後の展開

1. 重点整備地区内におけるさらなる事業の推進	80
2. 市内全域への拡大	80
3. 新たな技術等への取組み	81
4. 基本構想の継続的な発展	81

用語集	83
-----------	----

1. 背景

日本の総人口は、2004年（平成16年）をピークに減少を始めています。国立社会保障・人口問題研究所が公表している日本の将来人口推計では、今後ますます少子化・高齢化が進むとされており、障害者が区別されることなく活動できる社会を目指すノーマライゼーションの理念や、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方が広まる中、少子高齢社会の本格的な到来を背景に、快適で安全に移動できるまちづくりが推進されています。

平成6年に、公共的性格を有し、不特定多数の人が利用する建築物のバリアフリー化を目的として『高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称：ハートビル法）』が制定されました。

そして、平成12年に『高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）』（以下「交通バリアフリー法」と表記）が公布され、市町村の作成する基本構想により、駅を中心とした地域のバリアフリー施策を進める枠組みが整えられました。

本市においても、平成15年3月に交通バリアフリー法に基づく基本構想（以下「旧基本構想」と表記）を策定しました。市内3駅を中心とした駅周辺の区域について、各事業者が優先的にバリアフリー化に取り組む事項や実行性を高めるための仕組みなどについて定め、平成22年を目標として旅客施設やバス車両、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進してきました。

平成17年7月には、『ユニバーサルデザイン政策大綱』が策定されました。これにより、バリアフリー化が施設ごとに独立して進められ、

連続的なバリアフリー化が図られていないことや、心のバリアフリーや情報提供その他のソフト面での対策が不十分であることなど、これまでのハートビル法及び交通バリアフリー法を中心としたバリアフリー化の取組みの課題が明らかになりました。そこで、「より一体的・総合的なバリアフリー施策」を推進するため、2つの法律を統合・拡充した『高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー新法）』（以下「バリアフリー新法」と表記）が平成18年12月に施行されました。

本市でも旧基本構想が目標年次に達し、事業の評価や方針の見直しが必要となりました。そこで、新しい法制度に基づき、基本構想を改定することとしました。

2. 目的

バリアフリー新法では、その目的として、「高齢者や障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、全ての障害者）、妊産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進すること」を掲げ、その実現のため、

- 1) **公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バス・福祉タクシーなどの車両）、一定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園などのバリアフリー化を推進**
- 2) **一定の区域において、市町村が作成する基本構想に基づいて、旅客施設、周辺の道路、建築物、路外駐車場、都市公園、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進**
- 3) **段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）及び心のバリアフリーの推進**

の実施が求められています。

そのため本市においても、新しい法制度に基づく旧基本構想の改定は、主に市内3駅を中心とした駅周辺の区域について、各事業者が優先的にバリアフリー化に取り組む事項を明確にするとともに、サイン等による利用者への情報提供や心のバリアフリーの推進についての取組みを示すことを目的とします。

また、基本構想改定の経過と同様に、事業の実施段階における情報公開や市民参加の考え方についても本構想に示すこととします。

さらに、バリアフリーのまちづくりの実現には、各特定事業者や市、近隣区市、市民等が連携しながらその事業を推進していくことが重要であることから、本構想において、関係主体の連携の考え方についても示すこととします。

3. 位置づけ

本構想は、バリアフリー新法に基づき改定されるものですが、本市の施策の体系の中では、地方自治法第2条に基づき策定された『武蔵野市基本構想』及びバリアフリー新法第3条第1項に基づき主務大臣により示された『移動等円滑化の促進に関する基本方針』（平成18年12月15日国家公安委員会、総務大臣、国土交通大臣、自治省告示第1号）を上位計画とします。

バリアフリー新法第25条第1項で、『市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という）を作成することができる。』とされています。

また、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、基本構想の検討にあたっては「重点整備地区において長期的に実現される

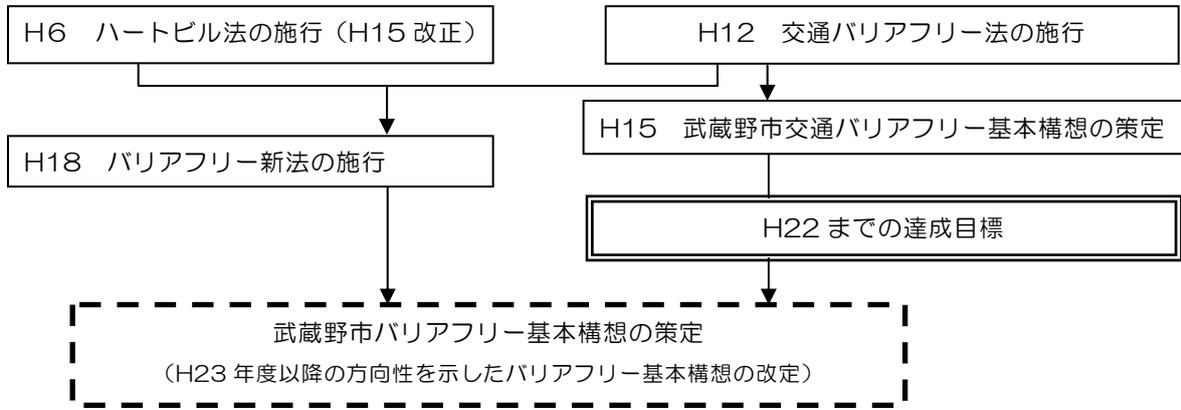
べき移動等円滑化の姿を明らかとする」観点から、長期的展望を示す上で必要な範囲で生活関連施設・生活関連経路を設定し、移動等円滑化の内容を記載するよう配慮することが規定されています。

そのため本構想では、特に重点的な整備が継続的に必要な地区として、3駅周辺地区を重点整備地区として定めるとともに、並行して改定が進められる武蔵野市都市計画マスタープランとの整合を図りつつ、市独自に長期的な移動等円滑化を目指す観点から、目標を平成32年度に設定します。また、市内全域でのバリアフリーの推進については、武蔵野市健康福祉総合計画や武蔵野市都市計画マスタープランを踏まえ推進していくこととします。

このように本構想により整備を進める地域を定め、事業内容と事業期間を明確にすることで、実効性が高く確実な事業推進を図ります。

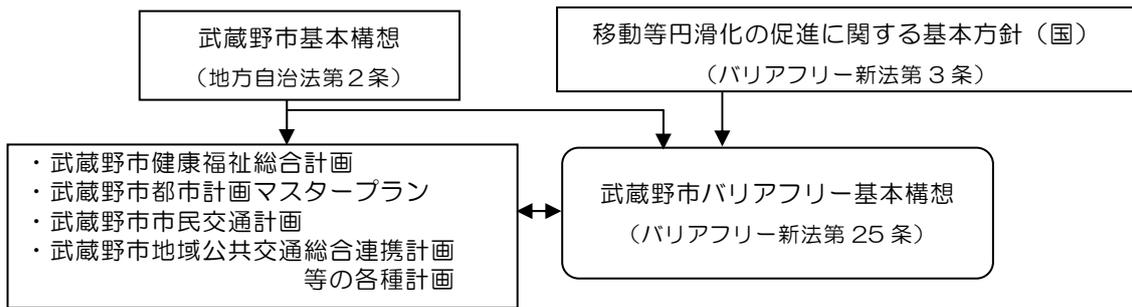
また、本構想の実施については、事業者ごとに本構想に基づく事業計画を作成し、そこで示された具体的な内容及びスケジュールに基づき行うこととなります。

改定の背景



- 【バリアフリー新法 旧交通バリアフリー法からの主な変更点】**
- (ア) 対象者の拡充：身体障害者からすべての障害者に拡大
 - (イ) 対象施設の拡充：建築物、路外駐車場、都市公園、福祉タクシーの追加
 - (ウ) 制度の拡充：重点整備地区を、旅客施設を含まないエリアまで拡充
 - (エ) 当事者参加：基本構想策定時の協議会制度を法定化
 - (オ) ソフト施策の充実：スパイラルアップ及び心のバリアフリーを促進

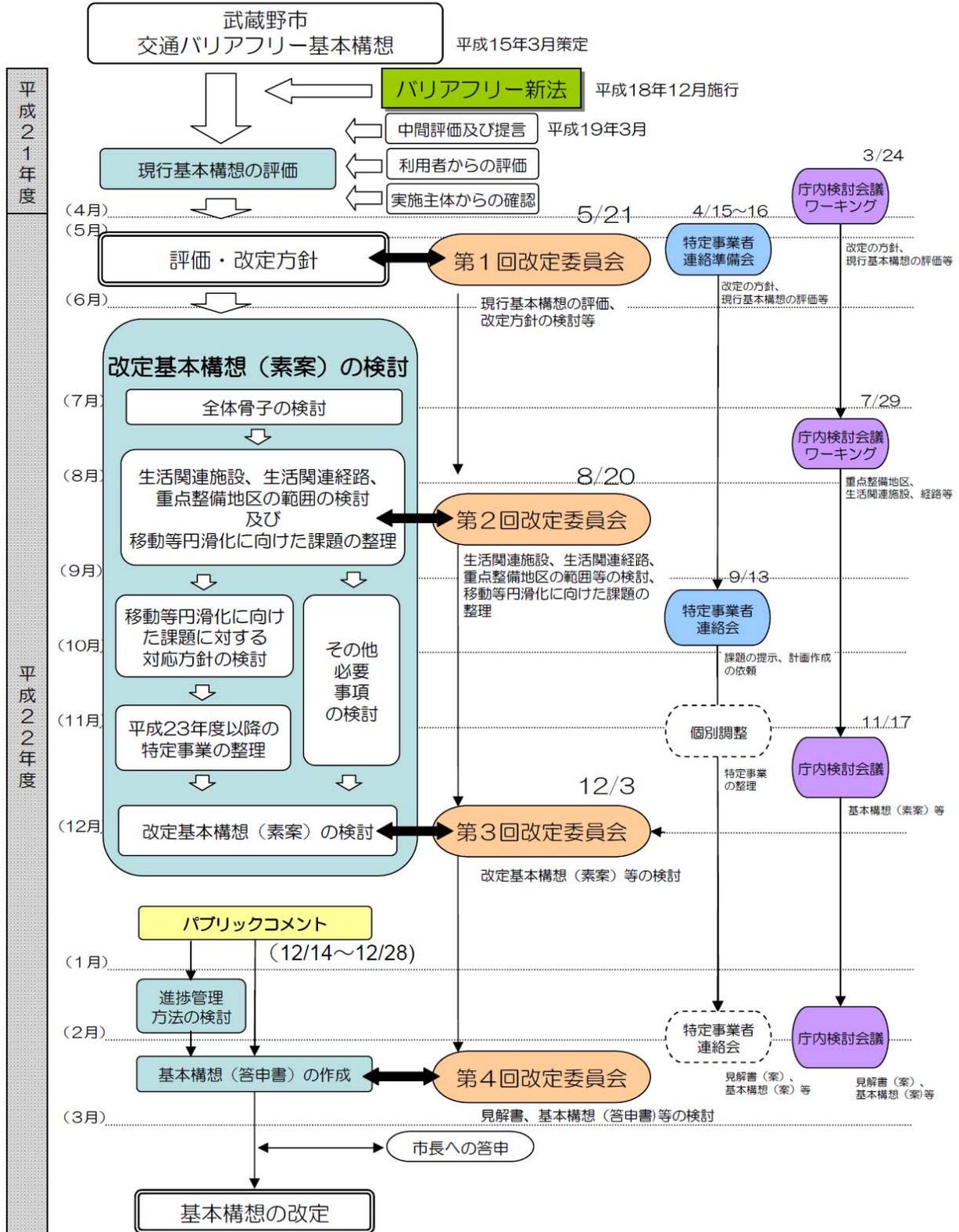
武蔵野市でのバリアフリー基本構想の位置づけ



4. 改定の手順

委員会を設置し、下記のスケジュールにより実施しました。

本構想の改定は、建築・交通・福祉分野の専門家や、高齢者、障害者等の市民からなる改定



第1章 はじめに

また、改定にあたっては広くご意見をいただくとともに、高齢者や障害者等が移動したり、施設を利用する上での障害を把握するため、改

定委員会での議論とは別に、以下の通り意見をうかがう機会をもうけました。

1) 平成 19 年 3 月

学識経験者、関係団体代表、NPO 活動団体、福祉活動者、公募市民などで組織する武蔵野市交通バリアフリー事業計画実施推進委員会による、旧基本構想の中間評価及び提言を実施。

2) 平成 21 年 12 月～ 平成 22 年 1 月

障害者及び高齢者の団体や、現在育児中などの理由により移動に困難な状況が生まれる場合がある方、また、市役所・コミュニティセンター・テンミリオンハウス利用者などを対象としてアンケートを実施。

約 1500 票を配布、400 名の方々から回答を得ました。

3) 平成 22 年 2 月 18 日 ～3 月 15 日

高齢者や障害者の団体へのヒアリング

対象団体名	実施日	時 間	場 所	参加人数
武蔵野市老人クラブ連合会	平成 22 年 2 月 24 日	10:00～	武蔵野市役所	10 人
武蔵野市障害者福祉協会	平成 22 年 2 月 26 日	16:00～	障害者福祉センター	9 人
武蔵野市視覚障害者福祉協会	平成 22 年 2 月 26 日	14:00～	障害者福祉センター	2 人
武蔵野市聴覚障害者協会	平成 22 年 3 月 15 日	19:00～	武蔵野市役所	9 人
社会福祉法人武蔵野デイセンター山びこ	平成 22 年 2 月 22 日	10:30～	障害者総合センター	5 人
社会福祉法人武蔵野地域生活支援センターびーと	平成 22 年 2 月 26 日	16:30～	障害者総合センター	10 人
ライフサポート MEW	平成 22 年 2 月 18 日	15:30～	ライフサポート MEW	5 人
延べ参加者				50 人

4) 平成 22 年 7 月 14 日 武蔵野市バリアフリー基本構想改定委員会委員によるまち歩き

現地視察地	実施日	時 間	参加人数
吉祥寺駅周辺	平成 22 年 7 月 14 日	9:00～12:30	委員 8 人 事務局 9 人

なお、まち歩きは、改定委員会で検討を進めるにあたり、現在のバリアフリー化の状況について、共通認識を図ることを目的に実施したもので、道路や商業施設等でのバリアフリー化の取組みが進む吉祥寺駅周辺を対象地にしました。

また、改定委員会で使用した資料及び議事要録を本市のホームページで全て公開するとともに、改定委員会も公開して行いました。

5. 武蔵野市の概況

1) 位置等

本市は、新宿副都心から鉄道で15分程度の至近距離に位置し、その立地条件の良さや良好な住環境などから、3駅を中心とする商業・業務集積地以外は良好な住宅地としての土地利用が進みました。東西約6km、南北約3km、面積10.73km²という狭小なエリアに約13万の市民が生活をしており、全国的に見ても人口密度の高い市です。また、吉祥寺は都内でも有数の商業・業務集積地となっていることもあり、市内から市外への通勤・通学者より、市内への流入人口が超過するなど、昼夜間人口比は110%を超えており、多摩地域における拠点的な性格もあわせもっています。

昭和40年頃までに市街化が進んだため、新たに大規模な開発を要するエリアもなく、都市基盤整備も一定の水準まで進んでおり、成熟した市街地が形成されています。

また、武蔵野台地に位置しており、井の頭公園周辺部の一部を除いて全般的に平坦な地形となっています。

本市における公共交通網は、市域を東西に貫く鉄道路線と各駅から主に南北方向にのびるバス交通により形成されています。また、既存のバス交通の空白・不便地域を解消するためムーブスが7路線、9ルートで運行されています。

2) 人口構成等

本市の人口は、昭和40年代以降、ほぼ13万人で安定しています。年齢区分による構成を見ると、14歳以下の年少人口の構成比率は、平成12年度には11.2%であったものが平成21年度には10.6%となっており微減少傾向にあります。また65歳以上の高齢者人口の構成比率は、平成12年度には16.5%であった

ものが平成21年度には19.8%となっており増加し続けています。このような状況から本市でも、少子高齢化は確実に進行していることがわかります。

また、障害者の状況は、身体障害者手帳交付数で見ると、昭和45年度の703件から平成21年度の3,193件と約4.5倍に増加しています。知的障害者手帳交付数は、昭和45年度の168件から平成21年度の832件とおおよそ5倍に増えています。また、精神障害者数は平成21年度で474人です。(武蔵野市2009市勢統計による)

3) バリアフリー化の状況

本市では、昭和59年度に「武蔵野市福祉環境整備指導要綱」を策定し、バリアフリーのまちづくりに取り組んできました。また、平成17年度に策定した第四期基本構想では、まちづくりの目標として『高齢者や障害者などハンディキャップを持つ市民がいつまでも健康で生きがいを持ち、自立して生活できる地域社会を築くことをまちづくりの基本とする』という考え方を掲げ、まちづくりを進めてきました。

旅客施設については、平成3年度より駅へのエスカレーターやエレベーターの設置を進めています。三鷹駅北口においては、平成5年度に上りエスカレーター、平成17年度に下りエスカレーター及びエレベーターを設置しています。三鷹駅構内については、平成20年度にバリアフリー化が完了しました。また、吉祥寺駅構内においては、本市、JR及び京王電鉄が協働し、平成9年度にJR吉祥寺駅構内、平成13年度に京王吉祥寺駅構内にエスカレーターの設置が完了しています。

なお、吉祥寺駅及び武蔵境駅は現在改良中であり、吉祥寺駅は平成25年度、武蔵境駅は平

成 24 年度を目途にバリアフリー化が完了する見込みです。

交通計画については、平成 6 年度に高齢者、障害者等をはじめ市民の誰にとっても利用しやすい交通体系をめざして「武蔵野市市民交通計画」を定め、本市独自の視点によるバリアフリーのまちづくりへの取組みを具体化させてきました。

また、交通空白・不便地域の解消等を目的として、平成 7 年度に吉祥寺東循環路線から開始されたムーバスの運行は、現在では 7 路線、9 ルートへ発展し、市内におけるムーバスネットワークは一定の完成を見えています。平成 5 年度にはリフトタクシー「つながり」の事業を、平成 12 年度にはレモンキャブの運行を開始するなど、移動に制約のある人のための STS（スペシャル・トランスポート・サービス）の確保にも努めてきました。

道路整備については、平成 17 年 3 月に吉祥寺駅周辺地区が国土交通省より「スーパーモデル地区」の指定を受けました。全国のモデルとなる地区を目指し、国の支援のもとバリアフリーの面的、一体的整備を実施してきました。平成 17 年度に本町新道（市道第 225 号線）及び弁天通り（市道第 104 号線）、平成 18 年度に吉祥寺大通り（市道第 191 号線）、吉祥寺駅北口駅前広場及び中道通り（市道第 2 号線）のバリアフリー化を実施しました。

市では道路ネットワークの整備及び景観やユニバーサルデザインのまちづくり等を具体化する計画として、美しい道路景観の創造、歩いて楽しい道づくり及び安全・安心なまちづくりを目指すことを目的に「景観整備路線事業計画」を策定し、市道のうち 11 路線について優先的に道路整備を行っています。平坦な歩道の整備や電線類の地中化等のバリアフリー整備を実施しており、平成 25 年までに 8 路線の整備が完

了する予定です。

また、透水性舗装や遮熱舗装等を積極的に採用しており、車いす利用者や子供等、移動に際して特に路面の暑さの影響を受けやすい人も快適に歩行ができる道路の整備を進めています。

駅周辺において通行の妨げとなる放置自転車については、平成 6 年度に「武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例」を制定し、放置禁止区域の指定や放置自転車の撤去等を進めるとともに、「自転車等総合計画」や「三駅周辺自転車等駐車場整備計画」を定め、駐輪場の整備を進めてきました。平成 22 年には、吉祥寺駅及び三鷹駅周辺に大型駐輪場を確保し、吉祥寺大通り及び中央大通りの歩道上にあった暫定駐輪場を廃止しました。

しかし、残念ながら全ての面においてバリアフリー化が実現されたわけではなく、まだまだ様々な課題を抱えています。

1. 四つの原則

●すべての人にやさしいまちづくり (ユニバーサルデザイン)の原則

障害をもつ人も、もたない人も、地域の中とともに暮らしていくためには、身体障害者のみならず、知的障害者、発達障害者、精神障害者を含むすべての障害のある人がない人と同じように日常を送れる生活環境が必要です。また、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、障害者のみならず、荷物を持った人や、ベビーカーを持った子連れの人など、武蔵野市を訪れるすべての人にやさしい環境づくりが必要とされています。これを実現するためには、道路や建物等のバリアフリー化などハード面の環境整備を行う一方、高齢者、障害者等に対する理解と協力を促す心のバリアフリーの推進など、ソフト面でも人にやさしいまちづくりを行っていくというハード・ソフト両面を含む包括的な考え方が重要です。本市では、平成5年度に掲げたTWCCの理念に基づき、平成14年度に交通バリアフリー基本構想を策定し、福祉のまちづくりを着実に進めてきました。本構想においても、このTWCCの理念を踏まえるとともに、特定の人にとってのバリアフリーを超えてすべての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきます。

●市民参加の原則

「市民参加」が地方自治の原点であることから、本市は、基本構想・長期計画において、先駆的に独自の市民参加方式を取り入れ、「市民参加」による施策の計画、事業の実施を進めてきました。本構想においてもこの「市民参加」の伝統を継承し、①基本構想策定への参加、②事業実施への参加、③基本構想実現への参加の機会を確保します。

バリアフリー化を推進していくためには、市民と行政の信頼に基づく積極的な市民の参加が重要であるとともに、障害のある人となない人との相互理解が不可欠です。そこで、特定の人のためのバリアフリーではなく、すべての人にやさしい「ユニバーサルデザインのまちづくり」を実践するために、行政だけではなく、武蔵野市民及び市内の企業・団体は、積極的にバリアフリーの推進に努めるものとします。

●拡大の原則

バリアフリー基本構想は、バリアフリー新法に基づき主務大臣が定める『移動等円滑化の促進に関する基本方針』にしたがって、整備すべき地区を指定するとともに、旅客施設、道路、都市公園、建築物等について移動等円滑化のための事業に関する基本的事項を定め、重点的かつ一体的なバリアフリー整備を実施するものです。区域と年限を区切って実現することを明確にするところに特徴があります。しかし、本構想では、バリアフリー新法の定める特定事業に加え、ユニバーサルデザインのまちづくりに寄与する事業について明示するとともに、推進すべき方向性を可能な限り示します。また、重点整備地区の整備を最優先しますが、その他の地区についても重点整備地区の進捗を踏まえ、市全体のバリアフリー化の実現をめざして必要な施策を進めます。

●実現保障の原則

本構想を実現するために、策定後各事業者はバリアフリー新法に基づく特定事業計画を作成し、また、市は特定事業以外のバリアフリー化事業について事業計画を作成します。これらの事業計画及び本構想が適正に実現することを保障するために、移動等円滑化の進捗状況を適宜把握するとともに、高齢者、障害者等の意見を

反映させ、段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を図る仕組みを作ります。

旧基本構想で未完了の特定事業については、事業内容を継承します。ただし、他事業との連携により効果的に事業化が進められる可能性や早期事業化が困難な場合については、段階的な取組み方法を位置づけるものとします。また、事業推進にあたってはバリアフリーについての市民への啓発活動を積極的に行い、本構想の内容や事業計画づくり、バリアフリー化事業の進捗状況などについて広く市民へ広報します。

2. 基本的な方針

1) 重点整備地区のバリアフリー化の推進

バリアフリー新法に基づく重点整備地区を設定する場合、以下の要件が求められます。

*配置要件

生活関連施設が徒歩圏内に集積している面積がおおむね400ha未滿の地区であって、生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であること。

連続的な移動に係る移動等円滑化の確保の重要性にかんがみ、特定旅客施設を含む重点整備地区を設定することが引き続き特に求められる。

*課題要件

高齢者、障害者等の移動や施設の利用状況、諸機能の集積の実態、想定される事業の実現可能性等から総合的に判断して当該地区における事業に一体性があり、事業の実施が必要であると認められること。

*効果要件

移動等円滑化のための事業が重点的に、かつ、

各事業の整合性を確保して実施されることが、高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など、都市が有する様々な機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められること。

市内の旅客施設は、JR中央本線及び京王電鉄井の頭線の吉祥寺駅・JR中央本線の三鷹駅・JR中央本線及び西武鉄道多摩川線の武蔵境駅の3駅であり、この周辺地域は、いずれも配置要件・課題要件・効果要件を満たしています。ユニバーサルデザインによるまちづくりを着実に進めていくためにも、3駅周辺地域のすべてを旧基本構想に引き続きバリアフリー新法に定める重点整備地区とします。

(1) 生活関連施設のバリアフリー化の推進

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」です。平成21年度に実施したアンケート調査及び個別ヒアリング調査を踏まえ、3駅周辺の実情に応じて定めます。バリアフリー新法の目的が生活関連施設及び施設間を結ぶ経路の移動等円滑化となることから、その起終点となる生活関連施設の設定が重要になります。

効率的で効果的なバリアフリー化を進めるためには、高齢者、障害者等の利用が多い施設について優先的にバリアフリー化を推進する必要があります。そこで、特定旅客施設のほか、アンケート結果等による利用者が多い施設や、特定の利用者層がいる施設、旧基本構想で位置づけている施設、生活関連経路沿道にあり、高齢者、障害者等の移動を支援する機能を持つ都市公園などを生活関連施設として設定します。

上記の考え方に基づき設定された施設につい

ては、鉄道事業者、公園管理者、建築主等との協議により、バリアフリー化の内容を定めた特定事業を位置づけます。

(2) 生活関連経路のバリアフリー化の推進

生活関連経路とは、重点整備地区内における生活関連施設相互間の経路です。先に示した生活関連施設同士を結ぶ経路を基本に、高齢者、障害者等の利用実態を考慮しバス停留所からのアクセスも踏まえ設定します。また、近隣市の定める生活関連経路との連続性に配慮するなど、行政界を越えた一体的なバリアフリー化の推進を図ります。

2) 全市的なバリアフリー等の推進

重点整備地区では、生活関連施設や生活関連経路における重点的かつ一体的な移動等円滑化の事業について定め、優先的に事業を推進していきませんが、事業を定めていない施設や経路、また、ソフト的な施策についても推進を図っていく必要があります。

そのため、本構想では、全市的な視点から、福祉交通や、心のバリアフリー、公共サイン・公共施設サイン、既存公共施設のバリアフリー化などの取組の内容を定め、特定事業等の推進と併せて積極的に取組を進めていきます。

また、その他重点整備地区外で行うバリアフリー化については、あらためて第5章で述べることにします。

3. 個別方針（移動等

りー化を実施する際に活用する基準やガイドライン、条例などを以下に整理します。

円滑化に関する事項)

生活関連施設及び生活関連経路等のバリアフ

種別	項目	名称	所管など 作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 H18.12
	道路	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（道路移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 H18.12
		移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】 H18.12
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 H18.12
	路外 駐車場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 H18.12
	建築物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）	国土交通省【政令】 H18.12
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）	国土交通省【省令】 H18.12
都市公園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 H18.12	
移動等円滑化 ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕〔車両等編〕	国土交通省 H19.7
	道路	道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター H20.2
	都市公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 H20.1
	建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省（監修） H19
その他の 条例等	公共交通・ 道路・公園・ 建築物等	東京都福祉のまちづくり条例	東京都 H21.3
	建築物	東京都高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）	東京都 H18.12
	駐車場	東京都駐車場条例	東京都 H14.12

1) 公共交通特定事業

鉄道駅については、旧基本構想に基づく特定事業が着実に推進されており、三鷹駅ではすべての特定事業が完了しています。一方、改良中の吉祥寺駅は平成25年度、武蔵境駅は平成24年度を目途にバリアフリー化が完了する見込みです。工事中に際しても連続した明快で簡潔な経路や案内・誘導の確保に努めるとともに、引き続き、移動等円滑化基準等に基づいた整備を推進します。また、バリアフリー化された経路が確保されている施設においても、さらに利便性を向上し、誰でも安心して移動できる環境とするため、新たに法の対象となった知的障害者、精神障害者、発達障害者の心理や行動の特徴を理解し、案内や対応ができる係員を充実させること、他の交通手段への円滑な乗り換え・市街地への移動が図れるように、事業者間で連携し、情報提供手段を充実させることなど心のバリアフリーに配慮し事業を推進することとします。

バス事業については、旧基本構想の策定以降、代替車両は全てノンステップ・ワンステップ車両としており、約90%が低床式車両となっています。その他、停留所への上屋の設置やバスロケーションシステムの導入、乗務員の教育など、各事業者で移動等円滑化の取組みを進めています。

引き続き、代替車両についてノンステップバスなどの低床式車両を導入することや、バス停留所における行き先表示・音声案内等の改善、ベンチや上屋の設置、利用者が円滑に乗降できる構造への改善等を進めます。特に駅前広場などの交通結節点では、事業者間の連携により案内を充実させることとします。

加えて、更なるサービスの向上を図るため、バス停留所では歩道に正着し、ニーリングすることや、状況に応じたアナウンス（声掛け）を

乗務員が心掛けます。また、新たに法の対象となった知的障害者、精神障害者、発達障害者の心理や行動の特徴等を理解し案内や対応することについて、接遇教育を充実するなど心のバリアフリー配慮し事業を推進することとします。

2) 道路特定事業

旧基本構想で定めた特定事業は、個別的な段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの整備などにおいて一定の進捗を見ていますが、地域全体の移動等円滑化の実現には至っていない状況です。

旧基本構想で定めた特定経路は、国の定める特定道路に指定されており、改修にあたっては移動等円滑化基準に適合させる必要があります。その他の生活関連経路についても、引き続き、移動等円滑化に向けた整備を推進します。

特に、地域の一体的なバリアフリー化を図る視点から、関係者間の連携により、接続する沿道施設との段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの連続性の確保、利用者が円滑に乗降できるバス停留所の構造への改善等に配慮することとします。また、工事中も含め、わかりやすい案内や誘導を行うこと、歩道上に置かれた商品や看板などの不法な占有物に対する指導・取締りを継続的に行うことなど心のバリアフリーに配慮して事業を推進することとします。

(1) 複断面道路(歩車道分離型道路)における方針

複断面の生活関連経路については、移動等円滑化基準等に基づき、関係する事業者や沿道施設の管理者と連携して主に以下のようなバリアフリー整備を推進します。

- * 歩道はセミフラット型を基本とし、マウントアップ型も含め連続して2mの幅員を確保します。
- * 連続して2mの幅員が確保できない場合

であっても、車いすがすれ違うことのできるように可能な限り歩道の部分的な拡幅を行います。

- * 歩道は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけのよい仕上げ（透水性舗装）とします。
- * 波打ち歩道を解消し歩道をフラット化します。
- * 歩道の形態に支障がない範囲で、沿道施設との段差の解消や勾配の改善を図ります。
- * 視覚障害者の移動の円滑化のために必要であると認められる箇所に視覚障害者誘導用ブロックを設置します。
- * バス事業者と連携し、バス停留所は利用者が円滑に乗降できる構造とします。

(2) 単断面道路（歩車道一体型道路）における方針

単断面の生活関連経路においては、移動等円滑化基準等に基づき、必要に応じて関係する事業者や沿道施設の管理者と協議を行い、高齢者、障害者等が安全で快適に移動できるように、主に以下のようなバリアフリー整備を推進します。

- * 車道の狭小化等により、歩道の設置に努めます。
- * 車道の形態に支障がない範囲で、沿道施設との段差の解消や勾配の改善を図ります。
- * 歩道を設置できない場合は、「歩行帯」と位置づけ、全幅員から必要な車道幅を減じた幅員で設定します。
- * 歩行者の安全確保を行うため「車道帯」と「歩行帯」で舗装の色を変えるなどして、視覚的な区分を行います（路側帯のカラー舗装化）。
- * L形側溝を狭小化し「歩行帯」の水平面をより広く確保します。

- * 電柱等が道路の両側にある場合には、電線、電話線などの架空線の共架化を図り、なるべく片側に移設するよう協力を求めます。
- * 横断歩道に接続する「歩行帯」の部分について、視覚障害者がその場を認知できるような工夫をします。
- * 視覚障害者の移動等の円滑化のために必要であると認められる箇所に視覚障害者誘導用ブロックを設置します。
- * 交通管理者と協議して、車両の進入制限や一方通行化など交通規制の実施を検討します。

3) 路外駐車場特定事業

建築物や都市公園に付随する路外駐車場について、それぞれの特定事業の設定にあたり移動等円滑化基準等に基づき、車いす使用者用駐車施設のバリアフリー整備等を推進します。

また、その他の路外駐車場については、荷捌き対策その他のバリアフリー化に資する事業への協力を施設設置管理者に求めていきます。

4) 都市公園特定事業

多くの人々が利用する都市公園については、移動等円滑化基準等に基づき、高齢者、障害者等が安全で快適に利用できるように、移動しやすい園路の確保や、わかりやすい案内・誘導施設の整備、利用しやすい多機能トイレの環境を整えるなど、特定公園施設のバリアフリー整備を推進します。

生活関連経路の沿道の都市公園については、高齢者、障害者等の移動を支援する施設として、出入口の段差解消や、休憩できるベンチの設置など可能な整備を行うこととします。

また、高齢者、障害者等への配慮について、他の利用者へ意識啓発を行うことなど心のバリア

アフリーに配慮して事業を推進することとします。

5) 建築物特定事業

生活関連施設に指定された建築物においては、移動等円滑化基準等に基づき、高齢者や障害者等が安全で快適に利用できるように、移動等円滑化経路等のバリアフリー整備を推進します。

また、施設の老朽化の状況や構造上の問題などから完全なバリアフリー化が困難な場合であっても、実施可能な改良を行うとともに、人によるサポートやサービスを充実させ、誰もが使いやすい施設を目指す必要があります。

これらを踏まえ、建築物特定事業の実施にあたっては、特に、関係者間の連携による接続する道路との段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの連続性の確保、わかりやすい案内表示の整備など建築物と道路の連続性に配慮することとします。また、エレベーターや多機能トイレなどの設備が、それらを必要とする人に優先的に利用されるような仕組みづくりや、新たに法の対象となった知的障害者、精神障害者、発達障害者の心理や行動の特徴等を理解し、適切に対応ができる係員を充実するなど心のバリアフリーに配慮することとします。

6) 交通安全特定事業

旧基本構想に基づく特定事業で、主要な経路上の信号機はすべて音響式に改良され、標示・標識の高輝度化が完了しています。また、横断歩道にエスコートゾーンを設置するなど、安全性の向上が図られており、着実に移動等円滑化が推進されています。一方、継続的なマナー啓発や、バリアフリー対応信号機の利用方法についての周知が必要です。引き続き、重点整備地区内の信号機、標識等について、移動等円滑化基準に基づく整備を推進します。

特定事業の実施にあたっては、音響式、高齢者感应式、残り時間表示式信号機等の更なる導入、視覚障害者誘導施設（エスコートゾーン）の設置、高齢者、障害者等が安全に横断歩道を渡るための必要な青時間の確保することとします。また、バリアフリー対応信号機の利用やバスの正着等を妨げる違法駐車への対策、歩行者の安全性を損なう自転車利用に対する継続的なマナー啓発など心のバリアフリーに配慮することが必要です。

7) その他の事業

(1) 駅前広場

- * 駅前広場は交通結節点として、また地域の活性化及び顔づくりに寄与する場所として重要な施設です。しかしバリアの最も生じやすい所でもあるので、安全で快適に乗り継ぎできるよう駅前広場の整備または再整備を進めます。
- * 駅前広場には視覚障害者誘導用ブロック、文字及び音声による案内設備及びベンチを設置します。視覚障害者等が間違えた情報を得ないように、バス停留所における音声案内を適切に行います。
- * 移動等に制約のある人の送迎が、安全で便利に行えるよう配慮します。

(2) その他交通対策

- * 吉祥寺駅について、南北通路の自由通路化、拡幅及び直線化を図り、高齢者、障害者等にわかりやすく移動しやすい空間に改良します。
- * 武蔵境駅について、南北の駅前広場を結ぶ通路を整備し、交通結節点の機能向上を図ります。
- * 武蔵境駅について、駅舎と駅前広場、店舗をつなぐ駅舎連続施設（北側）を整備

し、駅周辺施設利用者の利便性の向上を図ります。

- * 生活道路における通過交通を排除するために、都市計画道路網の整備促進を隣接区・市及び都に対し求めていきます。

4. その他の事項

1) 福祉交通

市では、移動に制約のある人の外出支援事業として、移送サービス「レモンキャブ」とリフトタクシー「つながり」を実施しています。

レモンキャブは、バスやタクシーなどの公共交通機関の利用が困難な高齢者や障害者の外出を支援するための移送サービス事業です。本事業では、商店主を中心とした地域のボランティアが福祉型軽自動車(レモンキャブ)を運転し、個別ニーズに応じたサービスを提供しています。平成 21 年度の利用会員数は 860 人、利用件数は 19,000 件で、近年は共に増加傾向にあります(平成 22 年度版武蔵野市の福祉による)。利便性の高いサービスの提供により、利用者から高く評価されている本事業ですが、今後も継続してサービスを提供するためには、運行システムの改善、運行管理者・運行協力員の確保、車両の更新や福祉有償運送制度上の問題など、

検討を必要とする様々な課題があります。そのため、運行管理者や運行協力員の確保の方策や、運営システムの改良等について検討をしていきます。

リフトタクシー「つながり」は、車いす利用者や寝たきりの要介護者等の移動を支援することを目的に、市がタクシー事業者に対して、リフトタクシー運行事業に要する経費の一部を補助するものです。事業としては、高い評価を得ていますが、利用者への周知不足の指摘や運行時間帯延長の要望があります。そのため、市広報や公共交通の案内とあわせた情報提供などによって、一層の利用促進を図るとともに、サービスの充実方策について検討します。

また、バス交通の利用には不便を感じているもののレモンキャブやつながりの利用の条件には該当しない高齢者も多く、新たな移動手段へのニーズが高まっています。そのため、レモンキャブとバス交通の中間のニーズを把握し、タクシー等を利用したデマンド交通サービスを検討します。

平成 20 年度には市が主体となり、地域の交通を検討する地域公共交通活性化協議会を設置しました。市民や民間事業者と共に、高齢者、障害者等に対する移送サービスのあり方について考えていきます。

事業者	事業内容	前期 ～5年	後期 5～10年	展望期 10年～
武蔵野市	車両の入れ替えを進めます。(レモンキャブ)	■		
	運行協力員の公募を行います。(レモンキャブ)	■	■	■
	事業の周知に努めます。(つながり、レモンキャブ)	■	■	■

2) 心のバリアフリー

移動等円滑化基本方針では、移動等円滑化を

進めるためには、施設及び車両等の整備のみならず、国民の高齢者、障害者等に対する理解と

第2章 基本的な考え方

協力、すなわち国民の「心のバリアフリー」が不可欠であるとしています。

そのうえで、国民の責務として、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないこと、必要に応じ高齢者、障害者等の移動及び施設の利用を手助けすること等の支援により、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用に積極的に協力することが重要であるとしています。

また、地方公共団体の責務として、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めることが定められています。

特に、新たな法制度で対象として追加された知的障害者・精神障害者・発達障害者については、人とのかかわりあいやコミュニケーションが苦手であるなど、周りの人の理解と協力が重要であり、安心して移動や施設の利用ができるように、利用者の困難さを理解し、状況に応じて適切な対応ができるような取組みが必要になります。

本市では、武蔵野市健康福祉総合計画において「こころのバリアフリーの推進」を掲げており、これまで普及・啓発活動、交流教育、地域交流、福祉教育の充実として、「市民こころの健康相談支援事業」の実施、「むさしのあったかまつり」の開催、小中学生へのボランティアプログラムの提供、ふれあい福祉学習検討委員会による福祉学習プログラムの展開など、心のバリアフリーに関する様々な事業を推進してきました。本構想では、これらの取組みを継続するとともに、移動等円滑化基本方針を踏まえ、「高齢者、障害者等に対する理解促進」、「高齢者、障害者等の移動や施設の利用を妨げないこと」、

「高齢者、障害者等の移動や施設の利用の手助け」を心のバリアフリーの基本的な考え方とし、庁内の取組みだけでなく、各特定事業者に対しても職員教育等を通じた心のバリアフリー推進について協力を求め、ハード・ソフトが一体となった総合的な移動等円滑化を進めていきます。

それぞれについて、継続的な取組みが必要な事項、今後取組みを検討する事項を以下に整理しました。

高齢者、障害者等に対する理解促進

<取組みの方向性>

- * これまで取組んでいる講座や教育プログラムなどの施策を継続しながら、内容の充実に努めます。
- * 高齢者、障害者等を理解するため、市民、事業者、行政などとの交流の機会づくりを進めます。
- * 地域のイベントなどへ的高齢者・障害者の参加を進めます。
- * 啓発、交流及び学習は、市民、事業者、行政及び学校が連携して行います。

高齢者、障害者等の移動や施設の利用を妨げない

<取組みの方向性>

- * 自転車利用に関するマナーの向上を図るため、引き続き、広報、イベント、学習会及び教育の場を通じ啓発に努めます。
- * 生活関連施設や生活関連経路について、引き続き、各特定事業者が適切な維持管理につとめ、常に利用を妨げないよう配慮します。
- * 施設整備にあたり、計画段階から市民意見を取り入れることにより、高齢者・障害者等の施設利用に不具合が生じないよう努めます。

第2章 基本的な考え方

高齢者、障害者等の移動や施設の利用の手助け

＜取組みの方向性＞

- * 各特定事業者は職員研修などを通じて高齢者、障害者等に適切な対応ができるよう接遇の向上に努めるとともに、案内支援サービス等の充実を図ります。
- * コミュニケーションボードや筆談用具など、コミュニケーション支援ツールの導入を推進し、これらの存在を示すための表示の掲示を施設管理者に依頼していきます。

- * バリアフリー情報を掲載したマップの作成・更新やバリアフリーに関する情報提供を進めます。

「第3章 地域別構想」「4. 特定事業及びその他の事業」で事業内容を示すこととしますが、それ以外の事業内容については以下に示すとおりです。

事業者	事業内容	前期 ～5年	後期 5～10年	展望期 10年～
武蔵野市	小中学生を対象とした福祉教育を推進します。	■	■	■
	市民を対象とした講座を開講します。	■	■	■
	障害者等との交流を促進します。	■	■	■
	行政職員への研修の充実を図ります。	■	■	■
	啓発用冊子の配布・周知を行います。	■	■	■
	コミュニケーションボードの設置を検討します。		■	
	バリアフリーマップ改訂版の発行を行います		■	
	「まち案内所」の設置に向け検討を行います。	■		

3) 公共サイン・公共施設サイン

公共空間に設置される主に歩行者を対象としたサイン（本構想で公共サインとする）は、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」や、「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」、「国内外旅行者のためのわかりやすい歩行者用案内サイン標準化指針」など、サイン整備の統一を図るべく各種基準や指針、ガイドラインが定められています。

サインには以下の種類があり、それぞれを連携させて適切に設置する必要があります。

案内サイン

地域内の事物の所在や位置関係などを確認するためのもので、地図で表現される。

誘導サイン

歩行者を目的の事物まで導くもので、矢印・目的地名・略図・距離などで表現される。

位置サイン

対象物の所在地において名称や用途を示し、他のものと識別するためのもので、文字・記号・ピクトグラム（絵文字）などで表現される。

説明サイン

情報の送り手の意図を説明、または事物の内容・歴史などを解説するもの。文字・図・ピクトグラム（絵文字）などで表現される。

規制サイン

安全やルールを保つための行動を促すもので、禁止・注意・指示の内容が文字・ピクトグラム（絵文字）などで表現される。

市内の公共サインについては、駅周辺の総合案内の不足や、目的地までの連続的な案内の不足、バス停など、駅から離れた場所での案内の不足、表記内容の不統一などが指摘されています。また、方向感覚を見失う場合があるため、まちなかでの案内が有効であるとの意見もあり、

来街者だけでなく市民にとっても案内サイン、誘導サインの充実が必要です。現状の問題点として、サインの存在を識別することができないこと、情報を読むことができないこと、情報を理解することができないこと、必要とする場所に存在しないことなどがあげられます。

また、建築物内においても表記内容の不統一や道路との連続性の確保が課題となっており、特に公共建築物内に設置されるサイン（本構想で公共施設サインとする）では、公共サインの方針に準じた統一的な対応の必要性が高いといえます。

そのため、公共サイン及び公共施設サイン等の設置にあたっては、ユニバーサルデザインの視点を取り入れて以下の基本方針を定めました。

なお、本方針に準拠するサインは、道路空間に設置される歩行者用の案内・誘導・位置サインとし、駅やバス停留所、民間建築物、都市公園、路外駐車場における各種サイン、また、道路空間におけるその他の種類のサインについては、本方針を参照するものとします。ただし、公共建築物に設置される案内・誘導・位置サインについては、表現方法の統一等、一部の整備方針について準拠するものとします。

基本方針① 認識性

高齢者、障害者、外国人など、誰でも容易に認識、理解できる構造・設置方法・内容とする

基本方針② 統一性

関係主体の連携により、情報の乱立を防ぐとともに、同じルール・様式による案内サインの設置を推進する

基本方針③ 連続性

サイン相互の関連性を調整し、人の動きに応じて目的地までの連続的な誘導や全体との位置関係がわかる案内を確保する

基本方針④ 継続性

適切な維持管理により、正確な情報や見やすさ・利用しやすさを継続的に確保する

基本方針⑤ 効率性

民間事業者との連携や協力により、効率的かつ効果的なサインの設置、維持管理を行う

なお、市全域における統一的なわかりやすさを確保するために、これらの基本方針に基づき、公共サインガイドラインを作成することとし、次にその基本的な考え方を示します。

- * バリアフリー経路や誘導する経路上の適切な位置に、わかりやすくサインを配置します。

- * 誰もがわかりやすいように、サインの表示面で使用する文字の書体、色、大きさ、内容、図記号などについて機能的で無駄のない内容とします。
- * 誰もが見やすく、見つけやすいサインデザインとします。
- * サインの機能を保持するために、内容の更新や清掃・修繕など適切な維持管理を行います。
- * 連続的な案内や効率的なサイン配置を実現するため、関係主体と適切な連携を図ります。

事業者	事業内容	前期 ～5年	後期 5～10年	展望期 10年～
武蔵野市	公共サインガイドラインを策定します。	■		

4) 既存公共施設のバリアフリー化

平成18年に交通バリアフリー法とハートビル法が統合・拡充され、バリアフリー新法が施行されました。また、新法の施行を踏まえ、平成21年に東京都福祉のまちづくり条例が改正されました。これらの改正により、施設の新築・改築等に際しては定められた基準への適合遵守義務が、既存施設には適合努力義務が課せられました。本市では既存公共施設のバリアフリー化の状況調査を進めており、今後は新法や条例の基準に沿った整備を進めていくこととなります。

しかしながら、法的または物理的な制約が発生することや改善内容によっては多額の費用が生じること、また一定期間、施設機能が休止してしまうこと等から基準に準じた整備が困難な場合があります。そのため、目指すべき整備水準が不明確となり、既存公共施設の整備に際し、統一的

なバリアフリー化が図れないことが想定されます。

また、基準は新築・改築時を想定したもので、整備の優先順位が定められていないため、改善できる箇所の部分的な整備を推進した結果、バリアフリー化の連続性が不足し、効果の発現が限定的になることが懸念されます。

本市は、前述の課題に対応し、実効性のある整備を進めるため、優先的に整備する事項の提示、施設の優先順位の設定、実現可能な整備方法の整理を行うことを目的に、市有公共施設を対象とした整備方針を策定することとし、次にその基本的な考え方を示します。

敷地入口から案内まで支障なく、円滑に入れるよう整備を進めます

- * 敷地の入口や駐車場からの主な経路を利

第2章 基本的な考え方

用し、案内へ円滑に移動できるように、通路幅員、扉、段差及び傾斜路の整備を進めます。

円滑に入ることができる階で、主たる目的の達成のための行動に支障が生じないよう整備を進めます

- * 案内から主な経路を利用し、利用居室、トイレ、子育て支援設備及び昇降設備へ円滑に移動できるように、通路幅員、扉、段差及び傾斜路の整備を進めます。

多機能トイレ及び子育て支援環境の整備を検討します

- * 車いす利用者用トイレの整備を進めます。

- * オストメイト用汚物流しを福祉施設に整備し、併せて不特定多数が利用すると考えられる施設にも整備を進めます。
- * ベビーチェアについて子育て関連施設から整備を検討します。
- * ベビーベッドについて一定規模以上の子育て関連施設から整備を検討します。
- * 授乳室について一定規模以上の文化施設等について整備を検討します。

上下階への移動が支障なくできるよう整備を検討します

- * 不特定の利用が見込まれる施設のうち、階数の多い施設から設置検討します。

事業者	事業内容	前期 ～5年	後期 5～10年	展望期 10年～
武蔵野市	整備方針を策定します。	■		
	整備方針に基づき整備を推進します。	■		

5) その他

(1) 違法駐車対策

吉祥寺駅周辺では、駐車場案内、満空情報システムを拡充するとともに、駐車場のガイドマップを適宜更新し、商店会、案内所等の協力のもとで無償配布します。また、民間駐車監視員制度導入後の違法駐車の状態について、その推移を確認するとともに、必要に応じて市民団体や関係機関と連携し、意識啓発、指導強化及び取締り等による違法駐車対策を検討します。

(2) 放置駐輪対策

駅から概ね 300mの範囲に位置する自転車・ミニバイク放置禁止区域は、商業集積地であるため歩行者が多く、安全・安心な歩行環境の確保や防災上の観点から特に放置駐輪対策を進めることが重要になります。そのため、駐輪場の新設や立体化等により収容台数を拡充しつつ、既存の駐輪場には短時間無料制度やフリーゾーン（定期利用ゾーンを一時利用として運用する）の導入により駐輪場への誘導策を推進します。

(3) 駐輪場の整備

放置駐輪を防止するため、啓発活動の実施とあわせ、「自転車等総合計画」や「三駅周辺自転車等駐車場整備計画」に基づき、鉄道事業者や商店会と連携し、駐輪場整備を進めていきます。

(4) 荷捌き対策

- * 路上における荷捌き車両を減少させるため、民間の時間貸し駐車場を活用した荷捌きカード事業を推進します。
- * 配送の効率化を図り、路上荷捌きを排除・減少すべく、共同集配システムの構築など、総合的な取組みを行い、交通環境の改善や回遊性の向上を目指します。

(5) 業者及び商業者団体の協力

- * 看板や商品台等が路上に放置されることのないよう、「吉祥寺環境浄化作戦」の充実を検討することを求めます。

- * 「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を広く普及するために、商業者及び商業者団体にはその啓発に努めることを求めます。

(6) 自転車交通マナーの向上

警察署や交通安全協会と連携し、小中学生を対象とした交通安全教室や一般を対象とした自転車安全利用講習会の内容の充実や対象者の拡大、マナーアップキャンペーンの実施などを通じて、自転車利用者のルール・マナーの遵守意識の向上を図ります。

(7) 情報アクセスの整備

ホームページでのアクセシビリティの向上や、図書館などへの音声読み上げ機、拡大読書機の設定など、すべての人が必要な情報を容易に得ることができるよう多様な手段を活用した情報提供サービスの拡充を図ります。

(8) サポート体制

地域での自立生活を促進するため、障害のある人の人権と主体性を基本としつつ、日常生活を支えるさまざまな支援が地域の中で提供されるよう、地域社協をはじめボランティアやNPOなどの地域福祉活動の育成支援などを通して、支援ネットワークづくりを進めます。

(9) 協力体制

- * 今後この基本構想を実現して行くにあたり、各事業者の連携と協力を図るため事業者連絡会議を定期開催します。
- * 道路管理、ムーブス事業、自転車対策、まちづくり、連続立体交差事業、障害者福祉、高齢者福祉及び、地域福祉等の関連部署との情報共有を行い、連携を図ります。

5. 目標年次

平成 32 年度を目標年次としますが、長期的に実現されるべき移動等円滑化の姿を明らかにする観点から、特定事業では展望期まで示すこととします。

前 期 : 平成 23~27 年度

後 期 : 平成 28~32 年度

展望期 : 平成 33 年~

1. 吉祥寺駅周辺の現状

JR吉祥寺駅は、昭和44年に中央線複々線高架化が完成し、現在の立体駅舎となりました。その後、平成8年度に改札階からホームまでを結ぶ車いす対応式の上りエスカレーターが、平成16年度に下りエスカレーターが設置されました。また、平成22年度には改札からホームへのエレベーターが設置されました。

京王井の頭線吉祥寺駅は、もともと高架線でありJR中央線複々線高架化にあわせ昭和45年にターミナルエコービル(現京王吉祥寺駅ビル)がオープンし現在の駅舎となりました。その後、平成2年度にJR公園口から京王線ホームまでの間に上りエスカレーターが設置されました。平成12年度には南口の道路から券売機設置階まで及び券売機設置階からホームまでに車いす対応の上りエスカレーターが、平成15年度にはホームから券売機設置階まで下りエスカレーターが設置されるとともに、多機能トイレも整備されました。

現在、JR吉祥寺駅の改良、京王吉祥寺駅ビルの建替え、南北自由通路の整備などの工事が行われており、工事完了後には多機能トイレの整備のほか、駅南北通路の自由通路化、拡幅及び直線化、駅のバリアフリー化、駅改札口の2階への集約化などが実現し、駅のバリアフリー化がいっそう進む予定です。

また、京王吉祥寺駅ビルの建替えにあわせ、京王井の頭線の高架下に公衆トイレ「ミカレット」を整備予定であり、多機能トイレもあわせて設置されることになっています。

吉祥寺駅周辺をみると、大規模な店舗から個性的な店舗まで、多様な店舗が集積しており、その店舗配置や道路のネットワークが回遊性の高い、都内でも有数の商店街を形成しています。

この商店街には、歩道を有する広い道路もあ

りますが、歩車道一体型の単断面道路もあり、吉祥寺の魅力を維持し、さらに発展させるためには、この単断面道路も含めて回遊性を検討することが重要となります。

この地区は、歩行者・自転車・自動車の交通量も多く、放置自転車・違法駐車などによる交通渋滞、歩行困難等が発生しています。このため自転車等については、平成6年度に「自転車・ミニバイク放置禁止区域」が定められ、放置自転車等の排除を推進するとともに、公共駐輪場の整備を進め、平成22年度には吉祥寺大通りの道路上の駐輪施設を廃止しました。違法駐車については、駐車場案内、満空情報システムにより駐車場情報を提供するとともに、ムーバスを利用したパークアンドライドにより個別輸送機関から公共交通機関への乗り換えの促進を図っています。また、平成20年度には荷捌き車両の路上駐車対策として、「吉祥寺方式」と呼ばれる協議会(委員会)方式による包括的な荷捌き対策を検討・実施する委員会が設置され、平成21年9月から駐車場事業者であるパーク24株式会社による、時間貸し駐車場を活用した荷捌きカードによる事業を開始しました。また、平成22年度末には共同集配送事業を開始しました。

魅力ある商業空間と、井の頭公園などの自然、公開空地や歩道に設けられた休憩スペースなどの面的な広がり吉祥寺の魅力を形成しています。

2. 基本的な方針

吉祥寺のよさを満喫するには、誰もが安全に楽しく歩くことのできる歩行動線の確保と、魅力的な商業施設や公園等の施設を誰もが快適に利用できるようにすることが重要です。

駅施設については、JR吉祥寺駅の改良工事及び京王吉祥寺駅ビルの建替えに伴い、エレベーター及び上下エスカレーターの整備、多機能トイレ、視覚障害者誘導用ブロックの充実、駅南北通路の自由通路化、拡幅及び直線化等のハード面の整備が行われる予定ですが、工事中においても連続した明快で簡潔な経路の確保や案内、誘導を行う必要があります。

バスについては、北口、南口及び井の頭通り沿いの丸井前など、駅周辺のバス停が複数の地点に点在していることから、吉祥寺駅からバス停までの適切な案内が特に重要です。

道路については、特に北口周辺は生活関連施設が多く、商業施設の集積もあるため、バリアフリー化を路線ごとに考えるのではなく、面的なバリアフリー整備を推進していきます。また、商業施設が多いこの地区の特性から、看板や商品の陳列が移動等円滑化経路にはみ出さないことや、商業施設利用者の自転車が移動等円滑化経路に駐輪されることのないよう配慮していくことが必要です。

公園については、駅から井の頭公園までの移動等円滑化経路の確保が問題となっています。吉祥寺の魅力形成する主要因である井の頭公園を誰もが快適に利用できるよう検討を進めることが必要です。

建築物については、特に商業施設が集積していることから、誰もがゆったりと、回遊しながら買い物を楽しめるように、道路から施設への連続性や施設内の円滑な移動ができる経路の確保が必要です。また、休憩スペースやトイレの

機能充実も求められています。

吉祥寺地区は歩行者や自動車の通行量が特に多いことから、高齢者、障害者等が安全に横断歩道をわたれるための工夫が求められています。

これらを実現するため、地域の実情などを考慮しながら、道路の段差解消をはじめ、視覚障害者誘導用ブロックの設置、バリアフリー化された信号機の設置、エスコートゾーンの設置などハードの整備とともに、歩行空間を阻害する違法駐車防止、吉祥寺環境浄化作戦などを活用した不法占用物の排除、放置自転車の排除、実情に即した交通安全施設の整備、これらの日常の点検、管理体制の強化などソフト面の対策を充実します。

また、商業施設等への道路からの連続性の確保や案内の充実、公園への経路のバリアフリー化などに努め、よりいっそう回遊性を高めるまちづくりを進めていきます。

3. 重点整備地区の位置及び区域

1) 重点整備地区(面積 約 87.5ha)

吉祥寺駅周辺地区については、駅周辺に商業集積があり、その外側に井の頭公園、コミュニティセンター、松井外科病院、吉祥寺南病院等の施設があります。駅周辺の商業地域では、主な施設に向かう経路だけではなく、その施設間、施設間を結ぶ経路も歩行者ネットワークを構築する上で重要であり、この地区において面的なバリアフリー整備を推進することが特に必要です。

バリアフリー新法で掲げる重点整備地区の要件から、下記を含む地区を重点整備地区として定めます。

○配置要件：アンケート、ヒアリング結果などから設定した生活関連施設・生活関連経路

○課題要件：吉祥寺地区の特徴である回遊性を確保する必要性が高い北口・南口周辺

○効果要件：吉祥寺地区の特徴である商業地域地区の位置関係等については、吉祥寺駅周辺重点整備地区図を参照して下さい。

2) 生活関連施設

アンケート・ヒアリング結果等から、高齢者、障害者等の利用が多いと見込まれる施設について、生活関連施設を以下の通り設定しました。

<旅客施設>

JR 吉祥寺駅、京王井の頭線吉祥寺駅

<公共施設>

吉祥寺市政センター、武蔵野公会堂、吉祥寺図書館、御殿山コミュニティセンター、本町コミュニティセンター、吉祥寺南町コミュニティセンター、吉祥寺東コミュニティセンター

<病院>

松井外科病院、水口病院、吉祥寺南病院

<商業施設>

ヨドバシカメラマルチメディア吉祥寺、西友吉祥寺店、東急百貨店吉祥寺店、アトレ吉祥寺、コピス吉祥寺、京王吉祥寺駅ビル

<公園>

井の頭公園

3) 生活関連経路

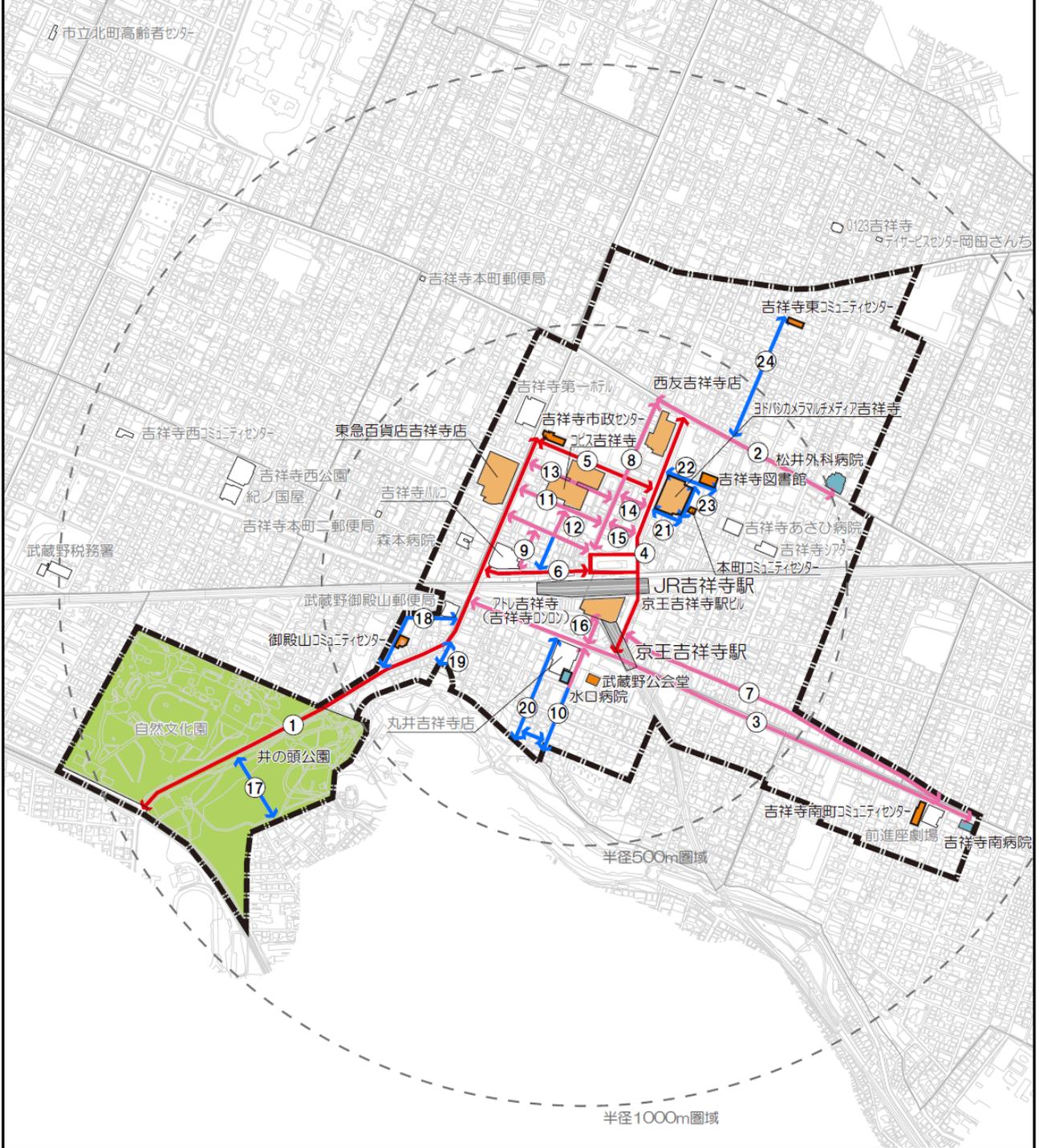
○旧基本構想で特定経路として位置づけた経路については、生活関連経路として位置づけます。吉祥寺駅北口から、⑥都道 115 号線(平和通り)・①都道 114 号線(吉祥寺通り)・⑤市道第 225 号線(本町新道)・北口駅前広場を含む④市道第 191 号線(吉祥寺大通り)によって商業集積地を囲んだ経路、西友・京王吉祥寺駅ビルへ至る経路、⑥都道 115 号線(平和通り)・①都道 114 号線(吉祥寺通り)を經由し井の頭公園へ至る経路を指定します。

○旧基本構想で準特定経路として位置づけた経路については、生活関連経路として位置づけます。吉祥寺の回遊性を生かすために商業集積地の中を面としてとらえた経路、松井外科病院へ至る経路、南口から武蔵野公会堂、吉祥寺南病院へ至る経路を指定します。

○旧基本構想で位置づけられていない経路についても、生活関連施設の再設定に伴い、経路を追加します。旧基本構想では位置づけていなかったコミュニティセンターまでの経路や、井の頭公園の入口までの複数経路、隣接する「三鷹台駅・井の頭公園駅周辺地区」(「三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想」(平成 15 年 10 月 三鷹市))の指定経路と接続する経路などについて、施設間の連続性等を考慮し設定します。

※文章中丸数字は図対番号を表す。

吉祥寺駅周辺重点整備地区図



凡例

重点整備地区

生活関連経路

旧特定経路

旧準特定経路

新規追加経路

周辺施設

生活関連施設（新規追加施設は外枠を太線で表示）

旅客施設

公共施設

福祉施設

医療施設

商業施設

公園

縮尺：S=1/10,000

重点整備地区 面積：87.5ha

0 100 500 m



4. 特定事業及びその他の事業

1) 特定旅客施設（鉄道駅）のバリアフリー化（公共交通特定事業）

〔移動等円滑化に関する事項〕

JR吉祥寺駅の改良工事及び京王井の頭線吉祥寺駅ビルの建替えに伴い、エレベーターの設置、バリアフリー経路の確保、視覚障害者誘導用ブロックの充実、南北自由通路の拡幅・整備を実施します。また、工事中においても連続した明快で簡潔な経路の確保や案内、誘導を行います。

■吉祥寺駅（JR）

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5~10年)	展望期 (10年以降)
移動	通路	南北自由通路を拡幅・整備します。(武蔵野市・京王電鉄と連携)	■		
		ベビーカーや大きな荷物をお持ちの方でも利用しやすい改札口を整備します。	■		
		段差を解消し、動線をわかりやすくするため、3つの改札口を2階に統一します。	■		
	エレベーター・エスカレーター	エレベーターを必要とする方を優先する案内を掲示します。	■		
エレベーターを設置して、まちからホームまでのバリアフリールートを整備します		■			
利用	トイレ	入口の段差を解消します。	■		
案内		接続する交通機関との案内の強化に努めます。	■	■	■
		筆談用具の設置を示す案内を掲示します。	■		
工事期間中		バリアフリー経路を可能な限り単純化します。	■		
		わかりやすく連続的な経路案内の設置します。	■		
		視覚障害者誘導用ブロックを連続敷設します。	■		
心のバリアフリー		ラッシュ時間帯のテンポラリースタッフの配置等により案内の強化に努めます。	■	■	■
		サービス介助士等の資格取得を目指した教育訓練を定期的実施します。	■	■	■

第3章 地域別構想【吉祥寺駅周辺】

■吉祥寺駅（京王）

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)	
移動	通路	南北自由通路を拡幅・整備します。(武蔵野市・JR東日本と連携)	■		
		JRへの乗換えや駅ビル利用のバリアフリー経路を確保します。	■		
	エレベーター・エスカレーター	出入口から改札・ホーム階へのエレベーターを設置します。	■		
	ホーム	今後の状況を考慮した上で、ホームドアの設置等、危険防止に向けた検討をします。			■
案内		接続する交通機関との案内の強化に努めます。	■	■	■
		券売機と係員窓口を近づけ、案内をしやすい駅構造に改良します。	■		
工事期間中		バリアフリー経路を可能な限り単純化します。	■		
		工事に支障のない範囲で、電光掲示板や行き先案内板を視認しやすい場所に設置します。	■		
		視覚障害者誘導用ブロックを連続敷設します。	■		
心のバリアフリー		駅務係員のサービス介助士資格取得及びフォローアップ教育を定期的実施します。	■	■	■

2) 特定車両（バス車両）等のバリアフリー化（公共交通特定事業）

替、車内における案内表示の充実、乗務員の接遇教育に加えて、バス停留所の改善、総合案内板等の設置、バスの運行状況の案内(バスロケーションシステムの改良)などの事業を実施します。

[移動等円滑化に関する事項]

ノンステップ・ワンステップバス車両への代

■バス（京王バス）

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
車両	全ての車両を順次ノンステップ車両に代替します。	■		
バス停	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、バス停に上屋を設置します。	■	■	■
	正着が困難なバス停について、改良に向けて道路事業者と連携し検討します。		■	
	吉祥寺駅南口、井の頭通り、丸井前のバス停の行き先表示の改善を検討します。	■		
情報提供	バス停留所でのわかりやすい情報提供やバスロケーションシステムの更なる改良に努めます。	■	■	■
	行政及び関係事業者間と連携し、市内の各駅前にわかりやすい総合案内板を設置します。		■	
案内	筆談用具の設置を示す案内を車内に掲示します。	■		

第3章 地域別構想【吉祥寺駅周辺】

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
心のバリアフリー	駅周辺で、状況に応じて人による案内を実施します。	■	■	■
	必要に応じて高齢者、障害者等の座席への案内を実施します。	■		
	可能な限りバス停留所への正着に努めます。	■	■	■
	ニーリングの実施について、乗務員教育を徹底します。	■	■	■
	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の見直しを行います。	■	■	■

■バス（西武バス）

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
車 両	全ての車両を順次ノンステップ・ワンステップ車両に代替します。	■		
	車内における行き先表示や運賃表をカラー液晶表示器へ順次代替します。	■		
バス停	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、バス停に上屋を設置・改良します。	■	■	■
	正着が困難なバス停について、改良に向けて道路事業者と連携し検討します。		■	
情報提供	わかりやすい案内表示のため、停留所標識の建て替えにあわせてデザインを検討します。	■	■	■
	新型のバスロケーションシステムの導入を進め、運行実態とのずれ等の問題点の改善に向けた検討を進めます。	■		
案内	筆談用具を設置している案内を車内に掲示します。	■		
	乗降口の異なる系統が混合している停留所においては、その旨を停留所標識等に掲示します。	■		
	行政及び関係事業者間と連携し、市内の各駅前にわかりやすい総合案内板を設置します。		■	
心のバリアフリー	必要に応じて高齢者、障害者等の座席への案内を実施します。	■		
	可能な限りバス停留所への正着に努めます。	■	■	■
	ニーリングの実施について、乗務員教育を徹底します。	■	■	■
	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。	■	■	■

第3章 地域別構想【吉祥寺駅周辺】

■バス（関東バス）

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
車 両	全ての車両を順次ノンステップ・ワンステップ車両に代替します。		■	
バス停	歩道幅員、沿道住民の理解が得られること等の条件が整うことを前提に、バス停に上屋やベンチを設置します。	■	■	■
	正着が困難なバス停について、改良に向けて道路事業者と連携し検討します。		■	
情報提供	バス停留所の適切な維持管理に努め、随時案内掲示等の汚損の改修を行います。	■	■	■
	QRコード利用による携帯電話からのバスロケ接続の簡略化を推進します。	■		
	バスロケーションシステムを見直し、運行実態とのずれ等の問題点を改善します。	■		
案内	車内の案内表示の充実に向けて検討します。	■	■	■
	行政及び関係事業者間と連携し、市内の各駅前にわかりやすい総合案内板を設置します。		■	
心のバリアフリー	必要に応じて高齢者、障害者等の座席への案内を実施します。	■		
	可能な限りバス停留所への正着に努めます。	■	■	■
	ニーリングの実施について、乗務員教育を徹底します。	■	■	■
	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。	■	■	■

■バス（小田急バス）

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
バス停	歩道幅員、沿道住民の理解が得られること等の条件が整うことを前提に、順次バス停に上屋やベンチを設置します。	■	■	■
	正着が困難なバス停について、改良に向けて道路事業者と連携し検討します。		■	
情報提供	バス停留所でのわかりやすい情報提供やバスロケーションシステムの更なる改良に努めます。	■	■	■
案内	車内における案内表示の充実を検討します。			■
	行政及び関係事業者間と連携し、市内の各駅前にわかりやすい総合案内板を設置します。		■	
心のバリアフリー	必要に応じて高齢者、障害者等の座席への案内を実施します。	■		
	可能な限りバス停留所への正着に努めます。	■	■	■
	ニーリングの実施について、乗務員教育を徹底します。	■	■	■
	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。	■	■	■

第3章 地域別構想【吉祥寺駅周辺】

■バス（ムーバス）

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
車 両	全ての車両を順次ノンステップ車両に代替します。	■		
バス停	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、バス停に上屋やベンチを設置します。	■	■	■
	正着が困難なバス停について、改良に向けて道路事業者と連携し検討します。		■	
案内	行政及び関係事業者間と連携し、市内の各駅前にわかりやすい総合案内板を設置します。		■	
情報提供	「バスナビ」での案内について、市ホームページ等で周知します。	■		
心のバリアフリー	必要に応じて高齢者、障害者等の座席への案内を実施します。	■		
	可能な限りバス停留所への正着に努めます。	■	■	■
	二ーリングの実施について、乗務員教育を徹底します。	■	■	■
	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。	■	■	■

3) 道路のバリアフリー化（道路特定事業）

〔移動等円滑化に関する事項〕

生活関連経路の複断面道路(歩車道分離型道路)については、歩道の改修による段差解消、ベンチ等の休憩施設の設置、視覚障害者誘導用ブロック設置、わかりやすい案内サインの整備などの事業を沿道施設との連続性にも配慮のうえ

実施します。

生活関連経路の単断面道路(歩車道一体型道路)については、歩行帯の設置及びカラー化、L形側溝の狭小化、舗装の打ち替えによる路面の平坦化、街路灯の改修、電線類の地中化、電柱の共架化や細径化による有効幅員の確保などの事業を実施します。

また、不法占用の取締りの強化、放置自転車の排除などを引き続き推進します。

■道路（都道）

道路管理者	図対番号	路線名	事業内容	前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
東京都	①	都道114号線 吉祥寺通り	井の頭通りより北側の区間について、道路全体の改修の際に歩道勾配を改善します。		■	
			井の頭通りより北側の区間について、ブロック舗装の改修を検討します。	■		
			わかりやすい案内サインの整備を検討します。		■	
	②	主要地方道7号線 五日市街道	適切な維持管理に努めます。	■	■	■
③	主要地方道7号線 井の頭通り	吉祥寺駅前の区間について、道路全体の改修の際に歩道勾配を改善します。			■	

第3章 地域別構想【吉祥寺駅周辺】

■道路（市道）

道路 管理者	図対 番号	路線名	事業内容	前期 (5年以内)	後期 (5~10年)	展望期 (10年以降)
武蔵野市	④	市道第191号線 吉祥寺大通り (駅前広場含む)	歩道の横断勾配の改善について、全断面の改修も含め検討を進めます。 暫定駐輪場を廃止し歩道幅員を確保します。	■ H22実施済	■	
	⑤	市道第225号線	適切な維持管理に努めます。	■	■	■
	⑥	都道115号線 平和通り	視覚障害者誘導用ブロックの輝度比を改善します。		■	
	⑦	市道第2号線 末広通り	歩行帯と車道帯をカラー舗装により分離します。	■		
			電線類の地中化により歩行帯の幅員の確保します。	■		
			目地幅の小さい舗装材を採用します。	■		
			街路灯を改修し照度アップを図ります。	■		
	⑧	市道第6号線 サンロード	適切な維持管理に努めます。	■	■	■
	⑨	市道第7号線 ダイヤ街	適切な維持管理に努めます。	■	■	■
	⑩	市道第151号線	歩道部の段差解消を実施します。		■	
			L形側溝の狭小化を実施します。			■
			電柱の共架及び細径化を検討します。			■
			階段の手すりを2段式とします。		■	
	⑪	市道第189号線 元町通り	適切な維持管理に努めます。	■	■	■
	⑫	市道第190号線	道路の拡幅に合わせて全面的なバリアフリー化を実施します。			■
	⑬	私道	適切な維持管理に努めます。	■	■	■
	⑭	私道	適切な維持管理に努めます。	■	■	■
	⑮	私道	適切な維持管理に努めます。	■	■	■
	⑯	私道	適切な維持管理に努めます。	■	■	■
⑰	市道第10号線 井の頭公園	吉祥寺通り交差付近の歩行帯と車道帯をカラー舗装により分離します。	■			
⑱	市道第9号線	排水蓋を細目又は鋳物蓋に交換します。	■			
		L形側溝の狭小化等を実施します。	■			
⑲	市道第8号線	2段式手すりの設置等により歩行者の負担軽減を図ります。		■		
		平坦部を設ける等の工夫により、歩行者の負担軽減を図ります。		■		

第3章 地域別構想【吉祥寺駅周辺】

道路 管理者	図対 番号	路線名	事業内容	前期 (5年以内)	後期 (5~10年)	展望期 (10年以降)
武蔵野市	⑳	市道第151号線	道路の拡幅に合わせて全面的なバリアフリー化を実施します。	■	■	
	㉑	私道 (ベルロード)	目地幅の小さい舗装材を採用します。			■
			電柱の細径化を検討します。			■
	㉒	私道 (ヨドバシカメラ北側)	目地幅の小さい舗装材を採用します。			■
			排水蓋を細目又は鋳物蓋に交換します。	■		
			L形側溝の狭小化等を実施します。			■
	㉓	市道第298号線	電柱の細径化を検討します。			■
			排水蓋を細目又は鋳物蓋に交換します。	■		
	㉔	市道第99号線	道路を拡幅に合わせて全面的なバリアフリー化を実施します。			■
			L形側溝の狭小化等を実施します。	■		
			沿道の建替えに合わせて、狭あい協議により道路の幅員を確保します。	■	■	■

■道路（共通）

道路 管理者	事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5~10年)	展望期 (10年以降)
武蔵野市・東京都	維持・管理	視覚障害者誘導用ブロックを継続的に維持管理し、工事中の箇所では適切な敷設方法の指導を行います。	■	■	■
	設備	歩道へのベンチ等の休憩施設の設置について、事業の拡大を検討します。	■	■	■
	事業者間の連携	生活関連施設内の視覚障害者誘導用ブロックと連結させます。	■	■	■
		バス事業者と連携して、正着しやすいバス停留所となるよう歩道の構造を改善します。	■	■	■
	心のバリアフリー	道路上の不法占用看板・工作物に対する指導及び撤去を推進します。	■	■	■
		自転車の放置防止指導を強化します。	■	■	■

4) 都市公園のバリアフリー化（都市公園特定事業）

〔移動等円滑化に関する事項〕

生活関連施設の井の頭公園では、移動等円滑化された園路の確保、多機能トイレの改修や案内誘導の充実などの事業を実施します。

■井の頭公園

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以上)
移動	出入口	関係者間で連携し、出入口のバリアフリー化を検討します。			■
	園路	利用者の多い園路から優先的に、快適な歩行空間への改修を実施します。	■	■	■
利用	トイレ	順次、多機能トイレの改修を進めます。	■	■	■
		トイレ入口の段差を解消します。	■		
	その他の設備	既存の水のみ場を車いす対応に改修します。	■	■	
案内	園全体の案内誘導計画の策定を検討します。	■			
駐車場	駐車場から園路までのバリアフリー経路を確保します。	■			
	西園に移動等円滑化基準に適合した駐車場を新設します。	■			
心のバリアフリー	自転車利用者への利用啓発や注意案内に努めます。	■	■	■	
	イベント時における園路の幅員確保に努めます。	■	■	■	

5) 建築物のバリアフリー化（建築物特定事業）

[移動等円滑化に関する事項]

生活関連施設の建築物については、スロープへの手すりの設置、主要な通路における有効幅員の確保、エレベーターにおける車いす等の優先利用の掲示、分かりやすい案内表示の提示、筆談対応の掲示、係員の接客教育などの事業を実施します。

<公共建築物>

■吉祥寺市政センター

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5~10年)	展望期 (10年以降)
移動	エレベーター	エレベーターを必要とする方を優先する旨の表示を検討します。	■		
利用	トイレ	オストメイトの設置を検討します。	■		
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

■武蔵野公会堂

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5~10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	正面出入口のスロープについて脱輪防止策を検討します。	■		
		駐車場側出入口のスロープについて手すりを両側に設置します。	■		
	階段	階段において、両側への手すりの設置を検討します。	■		
	敷地内通路	屋内における視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討します。	■		
利用	トイレ	ベビーチェア、オストメイトの設置について検討します。	■		
	駐輪場	利用者の駐輪が、出入口やスロープを遮らないように配慮します。	■	■	■
	案内	わかりやすい施設内の案内表示を検討します。	■		
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

第3章 地域別構想【吉祥寺駅周辺】

■吉祥寺図書館

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5~10年)	展望期 (10年以降)
移動	敷地内通路	階段の手すりの改修を検討します。	■		
利用	トイレ	ベビーチェア、オストメイトの設置を検討します。	■		
	駐輪場	昼間の自転車整理員常駐と、夜間の警備員の巡回において整理していきます。	■	■	■
案内		分かりやすい施設内の案内表示を検討します。	■	■	■
		点字案内の設置を検討します。		■	
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

■吉祥寺南町コミュニティセンター

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5~10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	視覚障害者誘導用ブロックを道路と建物の連続性に配慮したものに改善します。	■		
	通路（廊下）	什器を移動することなどにより、主要な通路（出入口～廊下等）での、有効幅員の確保に努めます。	■	■	■
	エレベーター	エレベーター操作盤に点字を表示します。	■		
利用	トイレ	ベビーチェア、オストメイトの設置について検討します。	■		
		トイレのサインを改善します。	■		
案内		手話のできる窓口担当者がある旨の掲示を検討します。	■		
しくみ		障害者等に配慮した予約方法を検討します。	■		
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

第3章 地域別構想【吉祥寺駅周辺】

■吉祥寺東町コミュニティセンター

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5~10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	スロープに手すりを設置します。	■		
	通路（廊下）	什器を移動することなどにより、主要な通路（出入口～廊下等）での、有効幅員の確保に努めます。	■	■	■
利用	トイレ	ベビーチェア、オストメイトの設置について検討します。	■		
		トイレのサインを改善します。	■		
	駐輪場	利用者の駐輪が出入口やスロープを遮らないよう配慮します。	■	■	■
	しくみ	障害者等に配慮した予約方法を検討します。	■		
心のバリアフリー		筆談用具を設置し、設置を示す案内を掲示します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

■本町コミュニティセンター

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5~10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	スロープに手すりを設置します。	■		
		植木の剪定を行い、スロープの安全性向上に努めます。	■	■	■
		出入口の階段にライン(色)を表示することで、段差の位置を明確にします。	■		
	通路（廊下）	什器を移動することなどにより、主要な通路（出入口～廊下等）での、有効幅員の確保に努めます。	■	■	■
利用	トイレ	ベビーチェア、オストメイトの設置について検討します。	■		
		トイレのサインを改善します。	■		
	駐輪場	利用者の駐輪が出入口やスロープを遮らないよう配慮します。	■	■	■
	しくみ	障害者等に配慮した予約方法を検討します。	■		
心のバリアフリー		筆談用具を設置し、設置を示す案内を掲示します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

第3章 地域別構想【吉祥寺駅周辺】

■御殿山コミュニティセンター

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	視覚障害者誘導用ブロックを道路と建物の連続性に配慮したものに改善します	■		
	通路（廊下）	什器を移動することなどにより、主要な通路（出入口～廊下等）での、有効幅員の確保に努めます。	■	■	■
利用	トイレ	ベビーチェア、オストメイトの設置について検討します。	■		
		トイレのサインを改善します。	■		
	しくみ	障害者等に配慮した予約方法を検討します。	■		
心のバリアフリー		筆談用具を設置し、設置を示す案内を掲示します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

<民間建築物>

■アトレ吉祥寺

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	エレベーター	エレベーターの増設を検討します。			■
		エレベーターを必要とする方を優先する旨のステッカーを掲示します。	■		
利用	駐輪場	出入口やスロープを遮らないように従業員による駐輪の整理を実施します。	■	■	■
	トイレ	多機能トイレや授乳室を増設します。	■ H22 実施済		
	休憩所	館内全エリアの通路等に休憩用のいすを増設します。	■ H22 実施済		
	案内	エレベーター・トイレ等の館内案内掲示を分かりやすく表示します。	■ H22 実施済		
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

■京王吉祥寺駅ビル

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
	施設全般	建替えに合わせて施設をバリアフリー化します。	■		
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

第3章 地域別構想【吉祥寺駅周辺】

■F・Fビル（コピス吉祥寺）

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5~10年)	展望期 (10年以降)
移動	エレベーター	一部のエレベーターについて、車いすや視覚障害者の利用しやすい環境への改善を施設事業者とともに検討します。		■	
		エレベーターを必要とする方を優先する旨の周知方法を施設事業者とともに検討します。	■		
利用	トイレ	多機能トイレや授乳室を増設します。	■ H22 実施済		
	休憩所	館内全エリアの通路等に休憩用のいすを増設します。	■ H22 実施済		
心のバリアフリー		係員の教育やその他のソフト的な対応方針について施設事業者とともに検討します。	■		

■東急百貨店吉祥寺店

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5~10年)	展望期 (10年以降)
移動	通路（廊下）	屋上出入口の手動ドアを使いやすいものに改修することを検討します。	■		
	エレベーター	優先エレベーター内にアナウンスを設置し、利用者に優先エレベーターの周知をします。	■ H22 実施済		
		エレベーターの使いやすい運用方法を検討します。	■		
利用	トイレ	多機能トイレを増設します。	■ H22 実施済		
		既存の多機能トイレへのユニバーサルシートの設置、オストメイトの設置を行います。	■ H22 実施済		
案内		より分かりやすいエレベーター・トイレ等の館内案内掲示を検討します。	■		
心のバリアフリー	筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。		■		
	利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。		■	■	■

■ヨドバシカメラマルチメディア吉祥寺

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5~10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	駐車場出入口で通行に危険を及ぼす可能性がある箇所には警備員を配置します。	■	■	■
	通路（廊下）	主要な通路（出入口～廊下等）での、有効幅員の確保（商品や荷物への配慮）に努めます。	■	■	■
利用	駐輪場	利用しやすい駐輪場の整備を検討します。	■		
	トイレ	トイレの案内サインについて検討します。	■		
案内		優先エレベーターの案内を実施します。	■	■	■
心のバリアフリー	筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。		■		
	利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。		■	■	■
しくみ		商品が取りやすいレイアウトに変更します。	■		

第3章 地域別構想【吉祥寺駅周辺】

■西友吉祥寺店

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5~10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	段差や勾配の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討します。		■	
		バス通り側軽食コーナーの出入口において、自動ドアの設置を検討します。		■	
		出入口付近のカーットの整理を随時行います。	■	■	■
利用	駐輪場	出入口やスロープを遮らないように、従業員による自転車の整理及び駐輪場への誘導を行います。	■	■	■
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

■松井外科病院

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5~10年)	展望期 (10年以降)
利用	駐輪場	利用者の駐輪が、出入口やスロープを遮らないよう配慮します。	■	■	■
心のバリアフリー		高齢者や障害者等との意思疎通のバリアフリーを継続的に実施します。	■	■	■
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

6) 信号機等のバリアフリー化（交通安全特定事業）

〔移動等円滑化に関する事項〕

交通安全特定事業については、各道路管理者と連携のうえ、バリアフリー対応信号機やエスコートゾーンの設置、生活関連経路における既存信号機のLED化、信号機における歩行者の青時間延長などの事業を実施します。

■武蔵野警察署

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5~10年)	展望期 (10年以上)
信号機関係	生活関連経路の既存信号機について、LED化を進めます。	■	■	■
	生活関連経路では、必要に応じてバリアフリー対応（青延長・音響式）信号機を整備します。	■	■	■
	利用者の状況に応じて、視覚障害者誘導施設（エスコートゾーン）の設置を進めます。	■	■	■
心のバリアフリー	市のバリアフリー担当部署と連携し、バリアフリー対応信号機の利用方法の周知を図ります。	■	■	■
	生活関連経路における違法駐車取り締まりを強化します。	■	■	■
	違法駐車防止や自転車利用マナー、違法横断の防止等の広報活動及び啓発活動を実施します。	■	■	■
井の頭通りと吉祥寺通りの交差点	吉祥寺駅前交差点について、歩行者の青時間延長を検討します。	■		

5. その他

吉祥寺駅南口には駅前広場がなく、また、南口に面する市道第2号線（パークロード）は路線バスの降車口となっているため、駅を利用する人にとって利用しづらい駅前となっています。また、主要地方道7号線（井の頭通り）の吉祥寺駅南口付近は、バス停留所も多く、交通渋滞の原因の一つともなっています。そこで本市では、この状態を解決すべく吉祥寺駅南口駅前広場の

築造を計画し事業を開始しています。

吉祥寺駅南口駅前広場の実現にあたってはバリアフリー化に考慮した整備を推進していきます。

1. 三鷹駅周辺の現状

三鷹駅は昭和44年に橋上駅舎化され、現在の構造となりました。乗り換え路線がないにもかかわらず、乗降客数が多いという特徴があります。全ての特定事業が完了しており、視覚障害者誘導用ブロックの整備、車いすでも利用できる券売機や多機能トイレなどの設置、文字情報や音声情報の充実が行われています。改札内は、中央本線、総武線ホームへの上り下りエスカレーター及びエレベーターが設置されています。また、平成19年には駅構内に商業施設「ティラ三鷹」がオープンしています。

三鷹駅は本市と三鷹市に跨る駅で北口が本市となります。三鷹駅北口については、上りエスカレーターが平成5年に、下りエスカレーター及びエレベーターが平成17年に設置されています。トイレについては、「ミカレットみたか」が設置され、多機能トイレも完備されています。

駅前広場は緑豊かな空間が広がり、三鷹駅の顔となっていますが、車両と歩行者の動線が錯綜しており、交通安全上の問題を抱えています。

この地区の特徴として、市役所を始めとする行政機関、文化、スポーツ、健康施設及び福祉施設が集積する文化ゾーンであるということ、駅周辺にはオフィスが集積しているということが挙げられます。

三鷹駅北口から市民文化会館を結び、中央図書館、総合体育館、市役所等の公共施設が集積する地域へとつながる道路をこの地区の主軸となる歩行者・自転車優先の道路と位置づけ、「かたらいの道」として道路の整備を進めています。自転車通行帯の設置や電線類の地中化、歩道のカラー舗装化を進めるとともに、民間開発事業者により設置された公開空地を活用し、歩行空間の創出を図るなど、歩行者にとって安全な道づくりを進めてきました。

また、中央大通りについては、平成21年度に民間開発事業者との連携により駅周辺に駐輪場を整備し、道路上の駐輪施設を廃止し、より広い歩行空間を確保しました。

この地区は範囲が広く、徒歩による移動の際の歩行者の休憩や、バス利用者のバス停からの生活関連施設までの移動が想定されます。

2. 基本的な方針

駅施設については、バリアフリー化が完了していますが、案内の強化や教育訓練の実施によるバリアフリーの推進が必要です。

バスについては、駅前広場の交通動線が錯綜しているという問題から、バス停の再配置等の検討や案内の充実等による課題解決が必要です。

道路については、徒歩での移動距離が長くなることが想定されるため、ベンチの設置等休憩スペースの確保が求められています。また、地区内の移動にバスを利用することも想定されるため、バス停から生活関連施設までのわかりやすい誘導が求められています。

安全施設については、複雑な形状の交差点や青時間が短く渡りづらい交差点への配慮が必要です。

公園については、生活関連経路沿いに小規模な公園が多く設置されています。生活関連施設までの徒歩での移動を支援するため、移動支援施設として、水のみ場や休憩スペースの確保が求められています。

建築物については、公共施設が多く、特に積極的なバリアフリー化の取り組みが必要とされています。

これらを実現するため、地域の実情などを考慮しながら、道路の段差解消をはじめ、視覚障害者誘導用ブロックの設置、バリアフリー化された信号機の設置、エスコートゾーンの設置な

どとともに、駅周辺や主要バス停での案内情報を充実していきます。

また、公共施設を誰もが使いやすいように、ハードの整備だけでなく人によるサポートを充実させます。さらに生活関連経路沿道の公園については、バリアフリー化や休憩施設の設置を進めます。

3. 重点整備地区の位置及び区域

1) 重点整備地区(面積 約 168.4ha)

三鷹駅北口周辺地区には、市役所をはじめとする公共施設、福祉施設、文化・スポーツ・健康施設、公園等が広範囲にわたり集積しています。バリアフリー新法では高齢者、障害者等の施設間の移動が想定される経路を生活関連経路として設定しますが、三鷹駅周辺地区では、福祉施設を利用後に公園を利用する、また、市役所で手続を行った後に福祉施設を利用するなどの行動が想定されます。三鷹駅から各施設へのアクセスや、市役所を中心とした施設間の移動、最寄りのバス停留所から各施設までの移動等が想定されるため、駅から連続した経路、及び、市役所を中心とした施設間の移動経路におけるバリアフリー化が必要です。このように、連続したバリアフリー歩行空間ネットワークの形成が特に求められることを勘案し、広くバリアフリー化を進めるために本地区を設定します。

旧基本構想では、武蔵野中央公園及び障害者総合センターは三鷹駅の徒歩圏域としては離れているため重点整備地区には含まれませんでした。今回の改正にあわせて追加を行い、重点整備地区を拡大します。

バリアフリー新法で掲げる重点整備地区の要件から、下記を含む地区を重点整備地区として

定めます。

○配置要件：アンケート、ヒアリング結果などから設定した生活関連施設・生活関連経路

○課題要件：三鷹地区の特徴である施設間利用を確保する必要性が高い市役所周辺地区

○効果要件：三鷹地区の特徴である駅から市役所周辺まで広がる多様な施設を結ぶ歩行者ネットワーク

地区の位置関係等については、三鷹駅周辺重点整備地区図を参照して下さい。

2) 生活関連施設

アンケート等から、高齢者、障害者等の利用が多いと見込まれる施設について、生活関連施設を以下の通り設定しました。

<旅客施設>

JR 三鷹駅

<公共施設>

武蔵野市役所、高齢者総合センター、中央図書館、武蔵野市民文化会館、武蔵野総合体育館、中央市政センター、障害者福祉センター、障害者総合センター、保健センター、武蔵野市シルバー人材センター、中央コミュニティセンター、西久保コミュニティセンター、緑町コミュニティセンター、武蔵野郵便局(公共的施設)

<病院>

武蔵野陽和会病院

<商業施設>

京王ストアむさしの店、いなげや武蔵野西久保店、サミットストア武蔵野緑町店、三鷹東急ストア

<公園>

武蔵野中央公園

○生活関連経路沿いの都市公園(移動支援施設)

もくせい公園、中央通り公園、大野田公園、

小さな丘公園、中央通りさくら並木公園、むさしの市民公園、伏見通り公園

移動支援施設とは、生活関連施設までの徒歩での移動を支援するため、生活関連経路沿いの都市公園を生活関連施設として指定する武蔵野市独自の考え方です。

3) 生活関連経路

- 旧基本構想で特定経路として位置づけた経路については、生活関連経路として位置づけます。⑥⑦②①三鷹駅北口から武蔵野郵便局を経て武蔵野市民文化会館に至る経路を指定します。
- 旧基本構想で準特定経路として位置づけた経路については、生活関連経路として位置づけます。特定経路に続き市役所などへ至る⑩市道第17号線(中央通り)の経路、市民文化会館を経て総合体育館に至る中央通りより東側に位置する⑨市道第16号線(文化会館通り)の経路、⑪高齢者総合センターへ至る経路等を指定します。
- 旧基本構想で位置づけられていない経路についても、生活関連施設の再設定に伴い、経路を追加します。旧基本構想では位置づけていなかった武蔵野中央公園、障害者福祉センターまでの経路や、コミュニティセンターまでの経路、バス停留所から施設までの経路などについて、施設間の連続性等を考慮し設定します。

※文章中丸数字は図対番号を表す。

4. 特定事業及びその他の事業

1) 特定旅客施設（鉄道駅）のバリアフリー化（公共交通特定事業）

〔移動等円滑化に関する事項〕

JR三鷹駅については、改良事業に伴い移動等円滑化が実施されましたが、連続性をもった誰にとっても利用しやすい施設を目指し、ラッシュ時間帯の案内の強化、駅職員の適切な対応・介助などの事業を実施します。

■三鷹駅（JR）

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
案内	接続する交通機関との案内の強化に努めます。	■	■	■
	筆談用具の設置を示す案内を掲示します。	■		
心のバリアフリー	エレベーターを必要とする方が優先的に利用できるよう、駅構内放送などで呼びかけを行います。	■	■	■
	ラッシュ時間帯のテンポラリースタッフの配置等により案内の強化に努めます。	■	■	■
	サービス介助士等の資格取得を目指した教育訓練を定期的実施します。	■	■	■

2) 特定車両（バス車両）等のバリアフリー化（公共交通特定事業）

遇教育に加えて、バス停留所の改善、総合案内板等の設置、バスの運行状況の案内(バスロケーションシステムの改良)などの事業を実施します。

〔移動等円滑化に関する事項〕

ノンステップ・ワンステップバス車両への代替、車内における案内表示の充実、乗務員の接

■バス（西武バス）

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
車 両	全ての車両を順次ノンステップ・ワンステップ車両に代替します。	■		
	車内における行き先表示や運賃表をカラー液晶表示器へ順次代替します。	■		
バス停	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、バス停に上屋を設置・改良します。	■	■	■
	正着が困難なバス停について、改良に向けて道路事業者と連携し検討します。		■	
情報提供	わかりやすい案内表示のため、停留所標識の建て替えにあわせてデザインを検討します。	■	■	■
	新型のバスロケーションシステムの導入を進め、運行実態とのずれ等の問題点の改善に向けた検討を進めます。	■		

第3章 地域別構想【三鷹駅周辺】

案内	筆談用具を設置している案内を車内に掲示します。	■		
	乗降口の異なる系統が混合している停留所においては、その旨を停留所標識等に掲示します。	■		
	行政及び関係事業者間と連携し、市内の各駅前にわかりやすい総合案内板を設置します。		■	
心のバリアフリー	必要に応じて高齢者、障害者等の座席への案内を実施します。	■		
	可能な限りバス停留所への正着に努めます。	■	■	■
	ニーリングの実施について、乗務員教育を徹底します。	■	■	■
	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。	■	■	■

■バス（関東バス）

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5~10年)	展望期 (10年以降)
車 両	全ての車両を順次ノンステップ・ワンステップ車両に代替します。		■	
バス停	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、バス停に上屋やベンチを設置します。	■	■	■
	正着が困難なバス停について、改良に向けて道路事業者と連携し検討します。		■	
情報提供	バス停留所の適切な維持管理に努め、随時案内掲示等の汚損の改修を行います。	■	■	■
	QRコード利用による携帯電話からのバスロケ接続の簡略化を推進します。	■		
	バスロケーションシステムを見直し、運行実態とのずれ等の問題点を改善します。	■		
案内	車内の案内表示の充実に向けて検討します。	■	■	■
	行政及び関係事業者間と連携し、市内の各駅前にわかりやすい総合案内板を設置します。		■	
心のバリアフリー	必要に応じて高齢者、障害者等の座席への案内を実施します。	■		
	可能な限りバス停留所への正着に努めます。	■	■	■
	ニーリングの実施について、乗務員教育を徹底します。	■	■	■
	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。	■	■	■

■バス（ムーバス）

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5~10年)	展望期 (10年以降)
車 両	全ての車両を順次ノンステップ車両に代替します。	■		

第3章 地域別構想【三鷹駅周辺】

バス停	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、バス停に上屋やベンチを設置します。	■	■	■
	正着が困難なバス停について、改良に向けて道路事業者と連携し検討します。		■	
案内	行政及び関係事業者間と連携し、市内の各駅前にはわかりやすい総合案内板を設置します。		■	
情報提供	「バスナビ」での案内について、市ホームページ等で周知します。	■		
心のバリアフリー	必要に応じて高齢者、障害者等の座席への案内を実施します。	■		
	可能な限りバス停留所への正着に努めます。	■	■	■
	ニーリングの実施について、乗務員教育を徹底します。	■	■	■
	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。	■	■	■

3) 道路のバリアフリー化(道路特定事業)

〔移動等円滑化に関する事項〕

生活関連経路の複断面道路(歩車道分離型道路)については、歩道の拡幅や勾配の改善、波うち歩道の解消、ベンチの設置、視覚障害者誘導用ブロック設置、わかりやすい案内サインの整備などの事業を沿道施設との連続性にも配慮のうえ実施します。また、拡幅が予定されている経路については、着実に事業を推進していくこととします。

生活関連経路の単断面道路(歩車道一体型道路)については、L形側溝の狭小化、舗装の打ち替えによる路面の平坦化、電柱の共架化や細径化による有効幅員の確保などの事業を実施します。

また、不法占用の取締りの強化、放置自転車の排除などの心のバリアフリーを実施します。

■道路(都道)

道路管理者	事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5~10年)	展望期 (10年以降)
東京都	①	主要地方道7号線五日市街道		■	
	②	都道125号線三鷹通り		■	

第3章 地域別構想【三鷹駅周辺】

道路 管理者	事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5~10年)	展望期 (10年以降)	
東京都	③	主要地方道 10号線 井の頭通り	道路全体の改修の際に歩道勾配を改善 します。			■
			交差点部に視覚障害者誘導用ブロック の設置を検討します。		■	
	④	都道121号線 三鷹通り	適切な維持管理に努めます。	■	■	■
⑤	主要地方道7号線 五日市街道 千川上水沿い	適切な維持管理に努めます。	■	■	■	

■道路（市道）

道路 管理者	事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5~10年)	展望期 (10年以降)	
武蔵野市	⑥	三鷹駅北口 広場	歩道勾配の改善について、全断面の改修 も含め検討を進めます。			■
			横断歩道接続部の勾配の改善や平坦部 の確保を行います。	■		
			車両の乗り入れ部の勾配の改善や平坦 部の確保を行います。	■		
			視覚障害者誘導用ブロックの連続敷設 を拡充します。	■		
			わかりやすい案内サインを整備します。	■		
	⑦	市道第17号線 中央大通り	横断歩道接続部の勾配の改善や平坦部 の確保を行います。	■		
			歩行者の休憩施設としてベンチの設置 を検討します。	■		
			わかりやすいサインの整備を検討しま す。	■		
			バスの乗降位置に視覚障害者誘導用ブ ロックを設置します。	■		
			暫定駐輪場を廃止し歩道幅員を確保し ます。	■ H22 実施済		
	⑧	市道第12号線	適切な維持管理に努めます。	■	■	■
	⑨	市道第16号線 文化会館通り	適切な維持管理に努めます。	■	■	■
⑩	市道第17号線 中央大通り	適切な維持管理に努めます。	■	■	■	
⑪	市道第55 号線	歩道の改修により波うち歩道を改修し ます。		■		
		排水蓋を細目又は鋳物蓋に交換します。	■			
		公園入口やバスの乗降位置に視覚障害 者誘導用ブロックを設置します。	■			
		歩道部幅員の拡幅を検討します。			■	
⑫	市道第212 号線	適切な維持管理に努めます。	■	■	■	

第3章 地域別構想【三鷹駅周辺】

道路 管理者	事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
武蔵野市	⑬	私道	排水蓋を細目又は鋳物蓋に交換します。	■	
			L形側溝の狭小化等を実施します。		■
			電柱の共架及び細径化を検討します。		■
	⑭	市道第129号線	排水蓋を細目又は鋳物蓋に交換します。	■	
			道路の拡幅に合わせて全面的なバリアフリー化を実施します。		■
	⑮	市道第2号線 山谷通り	排水蓋を細目又は鋳物蓋に交換します。	■	
			目地幅の小さい舗装材を採用します。		■
			電柱の共架及び細径化を検討します。		■
	⑯	市道第27号線	目地幅の小さい舗装材を採用します。		■
	⑰	市道第114号線	視覚障害者誘導用ブロックを連続設置し、生活関連施設との接続を検討します。	■	
	⑱	市道第166号線	排水蓋を細目又は鋳物蓋に交換します。	■	
			区画線による注意喚起等を検討します。		■
L形側溝の狭小化等を実施します。			■		
⑲	市道第177号線	幅員を狭めている横断抑止柵の撤去を検討します。		■	
		目地幅の小さい舗装材を採用します。		■	
⑳	市道第212号線	西側への歩道設置を検討します。		■	
		電柱の細径化を検討します。		■	

■道路（共通）

道路 管理者	事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
武蔵野市・東京都	維持・管理	視覚障害者誘導用ブロックを継続的に維持管理し、工事中の箇所では適切な敷設方法の指導を行います。	■	■	■
	設備	歩道へのベンチ等の休憩施設の設置について、事業の拡大を検討します。	■	■	■
	事業者間の連携	生活関連施設内の視覚障害者誘導用ブロックと連結させます。	■	■	■
		バス事業者と連携して、正着しやすいバス停留所となるよう歩道の構造を改善します。	■	■	■
	心のバリアフリー	道路上の不法占用看板・工作物に対する指導及び撤去を推進します。	■	■	■
		自転車の放置防止指導を強化します。	■	■	■

第3章 地域別構想【三鷹駅周辺】

4) 都市公園のバリアフリー化（都市公園特定事業）

円滑化された園路の確保、案内誘導の充実などの事業を実施します。

〔移動等円滑化に関する事項〕

生活関連施設の武蔵野中央公園では、移動等

生活関連経路沿道の都市公園では、出入口の幅員の確保や車いす対応の水飲み場の設置などの事業を実施します。

■武蔵野中央公園

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	園路	西側出入口付近のインターロッキングブロック園路の改修を行います。	■		
	案内	案内板の補修にあわせ、わかりやすい案内を掲示します。	■		
心のバリアフリー		利用者への利用啓発や注意案内に努めます。	■	■	■
		イベント時における園路の幅員確保に努めます。	■	■	■

■むさしの市民公園

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
利用	トイレ	多機能トイレにベビーベッドを設置することを検討します。		■	
	その他の設備	車いす対応の水のみ場に改修します。	■		
心のバリアフリー		イベントの主催者に対し園路の幅員確保を周知します。	■	■	■

■中央通り公園

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	園路の幅員を拡幅します。	■		
	園路	必要に応じて園内の整地を検討します。	■	■	■
心のバリアフリー		イベントの主催者に対し園路の幅員確保を周知します。	■	■	■

■もくせい公園

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	出入口における車止めの設置位置を見直し、出入口の拡幅を検討します。	■		
	園路				
利用	その他の設備	車いす対応の水のみ場に改修します。	■		

第3章 地域別構想【三鷹駅周辺】

■中央通りさくら並木公園

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
心のバリアフリー	イベントの主催者に対し園路の幅員確保を周知します。	■	■	■

■伏見通り公園

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口 園路	北側の出入口における車止めの設置位置を見直し、出入口の拡幅を検討します。	■	
利用	その他の設備	車いす対応の水のみ場を設置します。	■	

■小さな丘公園

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
利用	その他の設備	車いす対応の水のみ場に改修します。	■	
		入口付近の平坦な位置にベンチを設置することを検討します。	■	

■大野田公園

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口 園路	平坦で車いすやベビーカーが通行しやすい幅とした園路を整備します。	■	
利用	その他の設備	車いす対応の水のみ場を設置します。	■	

5) 建築物のバリアフリー化（建築物特定事業）

〔移動等円滑化に関する事項〕

生活関連施設の建築物については、視覚障害者誘導用ブロックの設置、主要な通路における有効幅員の確保、エレベーターにおける車いす等の優先利用の掲示、筆談対応の掲示、係員の接遇教育などの事業を実施します。

<公共建築物>

■武蔵野市役所

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	敷地内通路	東棟から西棟へ向かう通路において、スムーズな通行の確保を検討します			■
	通路（廊下）	勾配が急なスロープには、両側手すりの設置を検討します。		■	
	エレベーター	エレベーターを必要とする方を優先する旨の表示を検討します。	■		
利用	トイレ	1階トイレを改修し利用しやすい環境を整備します。	■		
	駐輪場	利用者の駐輪が出入口やスロープを遮らないよう係員による整理を実施します。	■	■	■
案内		正面及び北玄関のスロープのサイン表示を設置します。	■		
駐車場		利用状況に応じて障害者用駐車施設の増設を検討します。		■	

■中央市政センター

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討します。	■		
	敷地内通路	階段部における手すりの設置を検討します。	■		
利用	トイレ	オストメイトの設置を検討します。	■		
	駐輪場	出入口やスロープを遮らないように係員による駐輪の整理を実施します。	■	■	■
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

第3章 地域別構想【三鷹駅周辺】

■保健センター

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	施設内部における視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討します。		■	
	エレベーター	エレベーターの操作盤に点字を表記します。	■		
利用	トイレ	オストメイトの設置を検討します。	■		
案内		館内案内図の更新に合わせ、分かりやすい施設内の案内表示を検討します。		■	
		出入口付近に事業案内及びエレベーター案内の掲示板を設置します。	■		
	駐車場	障害者用駐車施設の設置を検討します。	■		
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を実施します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

■高齢者総合センター

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	階段	施設の改修時に階段の手すりの連続設置を検討します。			■
利用	トイレ	オストメイトの設置を検討します。	■		
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■
		案内・相談に対応できる職員を窓口に配置します。	■	■	■

■障害者福祉センター

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	敷地内通路	敷地内通路のスロープにおける手すりの設置を検討します。			■
	通路（廊下）	主要な通路（出入口～廊下等）における、有効幅員の確保（商品や荷物への配慮）に努めます。	■	■	■
利用	トイレ 設備	アコーディオンドアの改修等を検討します。			■
		オストメイトの設置を検討します。	■		
案内		各部屋の出入口の扉における点字の設置を検討します。	■		
		施設内の案内表示を充実します。	■		
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■
		案内、相談に対応できる職員を受付に配置します。	■	■	■

第3章 地域別構想【三鷹駅周辺】

■障害者総合センター

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
利用	トイレ	オストメイトの設置を検討します。	■		
	駐車場	障害者用駐車施設の設置を検討します。		■	
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

■武蔵野シルバー人材センター

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	展示室及び事務所の入口における段差の解消を検討します。	■		
	敷地内通路	舗装を改修することで平坦性の確保を検討します。		■	
利用	トイレ	オストメイトの設置を検討します。	■		
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

■中央図書館

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	駐輪場入口につながる歩道の切り下げについて検討します。	■		
	通路	3階のホールとトイレをつなぐスロープに手すりの設置を検討します。		■	
	階段	2階から3階へ上がる階段に手すりを設置します。	■		
	エレベーター	車椅子利用者の視界を確保するためにエレベーター内の鏡の改修を検討します。		■	
利用	トイレ	ベビーチェア、オストメイトの設置を検討します。	■		
	駐輪場	利用者の駐輪が出入口やスロープを遮らないよう係員による整理を実施します。	■	■	■
案内		分かりやすい施設内の案内表示を検討します。	■	■	■
		点字案内の設置を検討します。		■	
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

第3章 地域別構想【三鷹駅周辺】

■市民文化会館

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)	
移動	出入口	西側歩道における視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討します。	■		
	敷地内通路	西側出入口における自動ドアの設置を検討します。	■		
	通路（廊下）	大ホールから小ホールへ向かう上部数段の階段における手すりの設置を検討します。	■		
		主要な通路（出入口～廊下等）での、有効幅員の確保に努めます。	■	■	■
	エレベーター	滑りやすい床について、改善方法を検討します。	■		
		出入口および受付からエレベーターまでの経路に視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	■		
利用	トイレ	エレベーターを必要とする方を優先する旨の表示を検討します。	■		
		ベビーチェアの設置について検討します。	■		
	設備	ホール座席からトイレまでの経路の段差解消について検討します。			■
		施設更新に合わせ、ロビー（大ホール）の椅子を障害者も利用しやすいものに改修することについて検討します。		■	
案内	車椅子席の増設および移設を検討します。			■	
心のバリアフリー	わかりやすい施設内の案内表示を検討します。	■			
	筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■			
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	

■武蔵野総合体育館

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)	
移動	出入口	プールの出入口に自動ドアを設置します。		■	
	通路（廊下）	1階卓球場のスロープに手すりを設置します。	■		
	エレベーター	エレベーターを必要とする方を優先する旨を掲示します。	■		
利用	トイレ	洋式・和式トイレの案内表示を設置します。	■		
		ベビーチェアの設置を検討します。	■		
	駐輪場	利用者の駐輪が出入口やスロープを遮らないよう係員による整理を実施します。	■	■	■
	設備	「障害者用」ステッカーのあるロッカーにおいては、知的障害者でもわかりやすいように鍵の色を統一します。	■		

第3章 地域別構想【三鷹駅周辺】

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
案内	分かりやすい案内表示を設置します。	■		
心のバリアフリー	人の出入りが多い際には、係員が適切な施設利用を促します。	■	■	■
	筆談用具を設置し、設置を示す案内を掲示します。	■		
	利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

■緑町コミュニティセンター

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)	
移動	出入口	■			
	通路（廊下）	什器を移動することなどにより、主要な通路（出入口～廊下等）での、有効幅員の確保に努めます。	■	■	■
		手すりの設置を検討します。	■		
利用	トイレ	ベビーチェア、オストメイトの設置について検討します。	■		
		トイレのサインを改善します。	■		
しくみ	障害者等に配慮した予約方法を検討します。	■			
心のバリアフリー	筆談用具を設置し、設置を示す案内を掲示します。	■			
	利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■	

■中央コミュニティセンター

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	視覚障害者誘導用ブロックを道路と建物の連続性に配慮したものに改善します。	■	
		出入口の階段にライン(色)を表示することで、段差の位置を明確にします。	■	
	通路（廊下）	什器を移動することなどにより、主要な通路（出入口～廊下等）での、有効幅員の確保に努めます。	■	■
	階段	階段に設置されている昇降機が気軽に利用できるよう、声かけしやすい環境を整えます。	■	
利用	トイレ	ベビーチェア、オストメイトの設置について検討します。	■	
		トイレのサインを改善します。	■	
案内	バリアフリー経路及び主要施設について、わかりやすい案内表示を設置します。	■		
しくみ	障害者等に配慮した予約方法を検討します。	■		
心のバリアフリー	筆談用具を設置し、設置を示す案内を掲示します。	■		
	利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

第3章 地域別構想【三鷹駅周辺】

■西久保コミュニティセンター

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	外階段の舗装に滑り止めテープ等を設置します。	■		
	通路（廊下）	什器を移動することなどにより、主要な通路（出入口～廊下等）での、有効幅員の確保に努めます。	■	■	■
利用	トイレ	ベビーチェア、オストメイトの設置について検討します。	■		
	案内	トイレ、駐車場のサインを改善します。	■		
	しくみ	障害者等に配慮した予約方法を検討します。	■		
心のバリアフリー		筆談用具を設置し、設置を示す案内を掲示します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

■武蔵野郵便局

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
利用	駐輪場	利用者の駐輪が出入口やスロープを遮らないよう改善策を検討します。	■		
	案内	分かりやすい施設内の案内表示を検討します。	■		
	駐車場	管理方法も含めて、利用しやすい駐車場への更新を検討します。			■
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

<民間建築物>

■いなげや武蔵野西久保店

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	出入口におけるスムーズな通行の確保に努めます。	■	■	■
	通路（廊下）	主要な通路（出入口～廊下等）での、有効幅員の確保（商品や荷物への配慮）に努めます。	■	■	■
利用	駐輪場	利用者の駐輪が、出入口やスロープを遮らないよう配慮します。		■	
		北側駐輪場の段差や凹凸の修繕を検討します。		■	
	案内	わかりやすい施設内の案内表示を検討します。		■	
	駐車場	駐車場北口の出入口の拡幅及び段差の解消を検討します。		■	
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

第3章 地域別構想【三鷹駅周辺】

■京王ストア むさしの店

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5~10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	建替え又は大規模改修にあわせ、施設のバリアフリー化を検討します。			■
	敷地内通路	従業員による移動の手助けを行います。	■	■	■
	通路（廊下）	主要な通路（出入口～廊下等）での、有効幅員の確保（商品や荷物への配慮）に努めます。	■	■	■
利用	駐輪場	出入口やスロープを遮らないよう従業員による駐輪の整理を実施します。	■	■	■
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を行います。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	H22 実施済 ■	■	■

■武蔵野陽和会病院

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5~10年)	展望期 (10年以降)
移動	敷地内通路	エントランスに、歩行者と自転車の通行を分離する旨を表す誘導表示を設置します。			■
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

6) 信号機等のバリアフリー化（交通安全特定事業）

〔移動等円滑化に関する事項〕

交通安全特定事業については、各道路管理者

と連携のうえ、バリアフリー対応信号機やエスコートゾーンの設置、生活関連経路における既存信号機のLED化、市民文化会館前交差点信号機における歩行者の青時間延長などの事業を実施します。

■武蔵野警察署

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5~10年)	展望期 (10年以降)
信号機関係	生活関連経路の既存信号機について、LED化を進めます。	■	■	■
	生活関連経路では、必要に応じてバリアフリー対応（青延長・音響式）信号機を整備します。	■	■	■
	利用者の状況に応じて、視覚障害者誘導施設（エスコートゾーン）の設置を進めます。	■	■	■
心のバリアフリー	市のバリアフリー担当部署と連携し、バリアフリー対応信号機の利用方法の周知を図ります。	■	■	■
	生活関連経路における違法駐車取り締まりを強化します。	■	■	■
	違法駐車防止や自転車利用マナー、違法横断の防止等の広報活動及び啓発活動を実施します。	■	■	■
市民文化会館前交差点	歩行者の青時間延長を検討します。	■		

5. その他

三鷹駅北口については、駅前広場に通過交通があり、人と車の交通動線が重なる部分があります。これを解消するために三鷹駅北側に迂回路として三鷹補助幹線道路が計画されています。駅前から車を減らすための有効な手段と考えられるため、事業を積極的に推進していきます。また、駅前広場の未整備部分についても完成に向け引き続き努力をしていきます。

市内の各地域の旅客輸送需要に即した効率的な輸送サービスを実現するために設置された武蔵野市地域公共交通活性化協議会において、「武蔵野市地域公共交通総合連携計画」が作成され、三鷹駅前に公共交通の総合案内板の設置や三鷹駅前のバス乗場や乗場番号の行先・方面別整理、三鷹駅前の乗場・バス停の案内方法・デザイン等の統一化などが位置づけられています。各事業主体が連携し取り組む方向性が示されており、この取組みを継続して進めていくものとします。

1. 武蔵境駅周辺の現状

武蔵境駅周辺地区では、平成11年からJR中央本線・西武鉄道多摩川線の連続立体交差事業が進行しています。

西武鉄道多摩川線は、平成18年に路線の高架化が完了しました。また、平成20年には移動等円滑化基準に従いバリアフリー化された駅舎が完成するとともに、緑で被われたシンボルゲート、雨にぬれずに歩ける回廊等の駅舎連続施設（南側）が設置されました。

JR中央本線は、平成19年に下り線、平成21年に上り線の高架化が完了しました。今後、バリアフリー化された駅舎建設にあわせて、南側と同様の駅舎連続施設（北側）の設置が予定されています。

北口駅前広場は、再整備が予定されています。歩行者動線に配慮するとともに、バス、タクシーの乗降場を集約するなど、利用者の利便性や快適性の向上に留意したバリアフリー化が行われます。また、南口では、駅前の顔となる、図書館機能を中心とした知的創造拠点「ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス」の建設が進んでいます。北側に位置する境南ふれあい広場公園（予定地）、既存の南口駅前広場とあわせて連続したバリアフリー化が図られます。

鉄道高架化に伴い、南北方向には北口駅前広場と境南ふれあい広場公園を結ぶ武3・4・27号線の、東西方向には鉄道高架橋に沿った側道の整備など、交通環境の改善が進められます。

武蔵境駅周辺の主な施設として、北口にはスイング・武蔵境市政センター・市民会館、南口には大型商業施設、武蔵野赤十字病院、境南コミュニティセンターなどがあります。今後は、鉄道高架下空間の有効利用や側道の整備により、東西方向へ施設の立地が広がることが期待されています。

2. 基本的な方針

駅施設について、西武武蔵境駅はバリアフリー化が既に完了しています。JR武蔵境駅には、エレベーター・エスカレーターが設置され、移動等円滑化経路は確保されていますが、仮駅舎のため歩行者動線が複雑になっています。そのため、工事中にあっても連続した明快で簡潔な経路や案内・誘導を確保することが求められています。また、予定される新駅舎はバリアフリー化されることから、連続立体交差事業を着実に推進していくことが重要です。

連続立体交差事業で整備される施設を、歩行者の動線に配慮された誰にとっても利用しやすい施設とすることが必要です。関係者間の連携により連続性、整合性をもった案内施設の設置を検討していきます。

バスについては、北口駅前広場の改修に伴い、バス乗降場の再編を図るとともに、高齢者等が休めるベンチや上屋の設置、わかりやすい行き先表示・適切な音声案内等の導入を進めます。また、駅施設と連携したわかりやすい案内施設の整備に努めます。

安全施設については、鉄道の高架化による交通体系の変化により横断しづらくなった交差点の安全確保が必要です。

道路については、既にバリアフリー化された経路のより良好な維持に努めます。また、その他の経路については、安全に歩ける歩行空間や移動に際して休憩できるスペースの確保、施設までのわかりやすいサインの検討を進めます。

公園については、駅前には、イベントができるような広場として境南ふれあい広場公園の整備が予定されています。イベントの開催中であっても、高齢者、障害者等の円滑な移動を妨げないように主催者・利用者の双方が配慮することが必要です。また、生活関連施設沿いの公園

について、出入り口の拡幅や車いす対応の水飲み場の設置などを実施します。

建築物については、駅前の大規模店舗や地域に密着した商店街のほか、駅周辺に高齢者、障害者等が多く利用する医療施設が立地しています。そのため、建物と道路間の連続性や主要な通路の有効幅員の確保、筆談対応の掲示や施設係員の接遇の向上が求められます。

これらを実現するため、地域の実情などを考慮しながら、道路の段差解消をはじめ、視覚障害者誘導用ブロックの設置、バリアフリー化された信号機の設置、エスコートゾーンの設置などとともに、駅周辺や主要バス停での案内情報を充実していきます。

また、生活関連施設を誰もが使いやすいように、ハードの整備だけでなく人によるサポートを充実させます。さらに生活関連経路沿道の公園については、バリアフリー化や休憩施設の設置を進めます。

3. 重点整備地区の位置及び区域

1) 重点整備地区(面積 約 100.9ha)

武蔵境駅周辺地区には、北側にスイングビル、市民会館、市政センターなどがあり、南側に大型商業施設、武蔵野赤十字病院、境南コミュニティセンターなどがあります。他の2地区に比べると生活関連施設の数も多くありませんがそれぞれ重要な施設です。武蔵野赤十字病院は、この地区の住民だけではなく広く市内外の方に利用されている施設です。また、JR中央本線（三鷹駅～立川駅間）の連続立体交差事業により、一体的に都市基盤整備が進んでいます。このように、広域利用が見込まれる施設の存在や、連続立体交差事業により都市全体の機能の増進

を図ることが有効であることから、一体的なバリアフリー化を推進することが特に必要であるため、本地区を設定します。

バリアフリー新法で掲げる重点整備地区の要件から、下記を含む地区を重点整備地区として定めます。

○配置要件：アンケート、ヒアリング結果などから設定した生活関連施設・生活関連経路

○課題要件：武蔵境地区の特徴である駅南北の生活関連施設間を結ぶ経路

○効果要件：連続立体交差事業に伴い生まれる駅周辺の南北の動線

地区の位置関係等については、武蔵境駅周辺重点整備地区図を参照して下さい。

2) 生活関連施設

アンケート等から、高齢者、障害者等の利用が多いと見込まれる施設について、生活関連施設を以下の通り設定しました。

<旅客施設>

JR 武蔵境駅、西武鉄道武蔵境駅

<公共施設>

武蔵境市政センター、武蔵野スイングホール、市民会館、境南コミュニティセンター、武蔵野プレイス、障害者就労支援センターあいる

<病院>

武蔵野赤十字病院、武蔵境病院

<商業施設>

イトーヨーカ堂武蔵境店、たいらや武蔵境店

<公園>

○生活関連経路沿いの都市公園（移動支援施設）

境南ふれあい広場公園（予定地）、境本公園

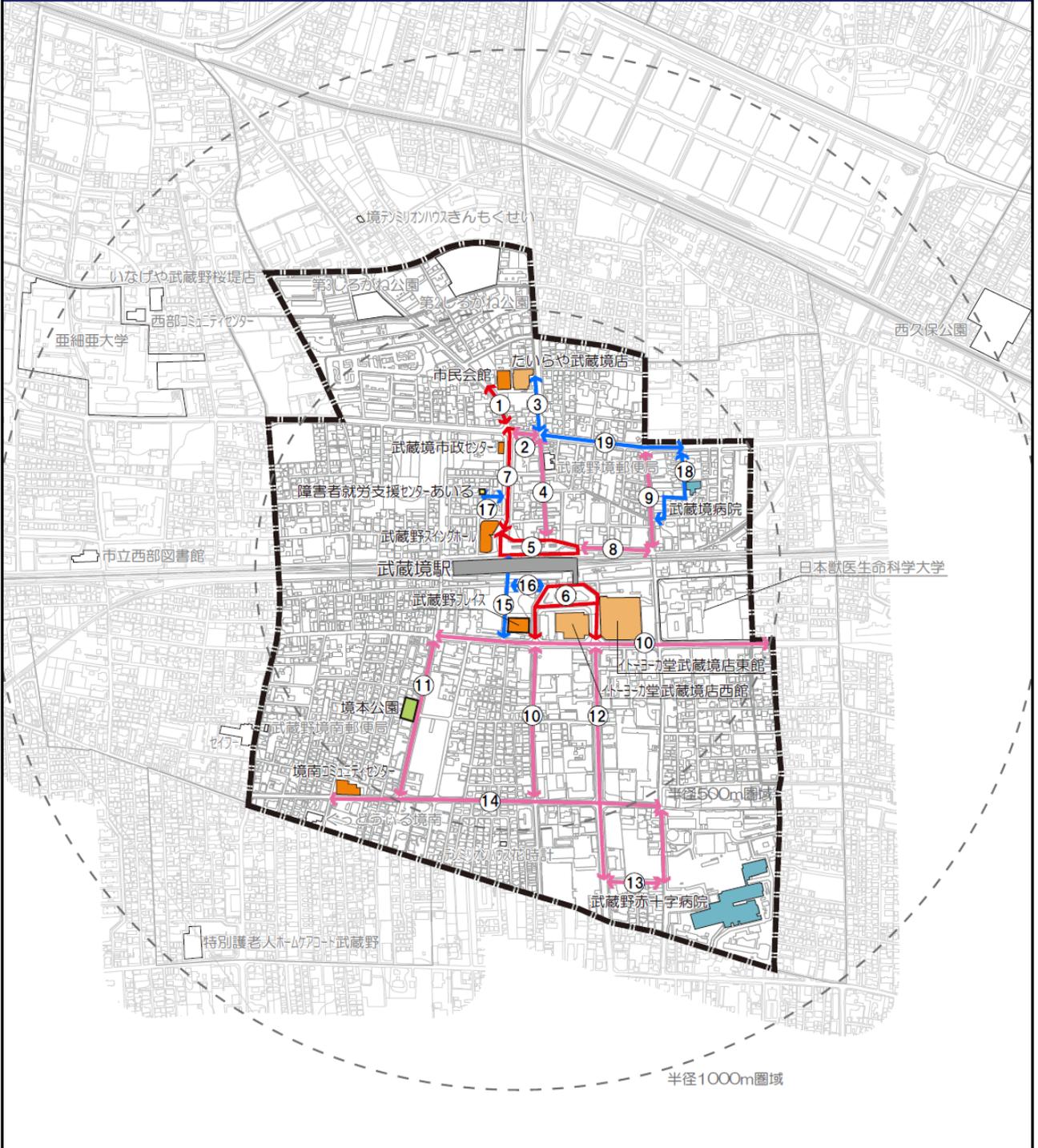
移動支援施設とは、生活関連施設までの徒歩での移動を支援するため、生活関連経路沿いの都市公園を生活関連施設として指定する武蔵野市独自の考え方です。

3) 生活関連経路

- 旧基本構想で特定経路として位置づけた経路については、生活関連経路として位置づけます。⑤⑦①武蔵境駅北口から北口駅前広場を通り、スイングビル、武蔵境市政センターを経て市民会館に至る経路、⑥武蔵境駅南口からイトーヨーカ堂、武蔵野プレイスに至る経路を指定します。
- 旧基本構想で準特定経路として位置づけた経路については、生活関連経路として位置づけます。武蔵境駅北口から④主要地方道 12 号線(すきっぷ通り)、②都道 123 号線を通り特定経路に結ばれる経路、武蔵境駅南口から⑫⑭⑰武蔵野赤十字病院、境南コミュニティセンターに至る経路、及びこれらの経路と同時にバリアフリー化の整備が可能な経路を指定します。また、⑫市道第 199 号線(かえで通り)、⑬市道第 288 号線(すぎみ小路)など福祉のまちづくりのモデル地区事業により既にバリアフリー化がなされた路線も含まれています。
- 旧基本構想で位置づけられていない経路についても、連続立体交差事業に伴い経路を追加します。

※文章中丸数字は図対番号を表す。

武蔵境駅周辺重点整備地区図



凡例

重点整備地区

生活関連経路

旧特定経路

旧準特定経路

新規追加経路

周辺施設

生活関連施設（新規追加施設は外枠を太線で表示）

旅客施設

公共施設

福祉施設

医療施設

商業施設

公園

縮尺：S=1/10,000

重点整備地区 面積：100.9ha

0 100 500 m



4. 特定事業及びその他

の事業

1) 特定旅客施設(鉄道駅)のバリアフリー化(公共交通特定事業)

〔移動等円滑化に関する事項〕

駅施設については、連続立体交差事業による駅舎の改築を着実に進め、移動等円滑化基準に基づくバリアフリー化の早期完了を目指します。また、工事中にあっても連続した明快で簡潔な経路の確保や案内・誘導を実施します。

■武蔵境駅(JR)

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5~10年)	展望期 (10年以降)
案内	接続する交通機関との案内の強化に努めます。	■	■	■
	筆談用具の設置を示す案内を掲示します。	■		
工事期間中	バリアフリー経路を可能な限り単純化します。	■		
	わかりやすく連続的な経路案内の設置します。	■		
	視覚障害者誘導用ブロックを連続敷設します。	■		
心のバリアフリー	エレベーターを必要とする方が優先的に利用できるよう、駅構内放送などで呼びかけを行います。	■	■	■
	ラッシュ時間帯のテンポラリースタッフの配置等により案内の強化に努めます。	■	■	■
	サービス介助士等の資格取得を目指した教育訓練を定期的実施します。	■	■	■

■武蔵境駅(西武鉄道)

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5~10年)	展望期 (10年以降)
移動	エレベーター・エスカレーター	■ H22 対応済		
	ホーム			■
案内	筆談用具の設置を示す案内を掲示します。	■ H22 対応済		
心のバリアフリー	駅務係員のサービス介助士資格取得及びフォローアップ教育を定期的実施します。	■	■	■

2) 特定車両(バス車両)等のバリアフリー化(公共交通特定事業)

〔移動等円滑化に関する事項〕

ノンステップ・ワンステップバス車両への代替、車内における案内表示の充実、乗務員の接遇教育に加えて、バス停留所の改善、総合案内板等の設置、バスの運行状況の案内(バスロケーションシステムの改良)などの事業を実施します。

■バス(京王バス)

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5~10年)	展望期 (10年以降)
車 両	全ての車両を順次ノンステップ車両に代替します。	■		
バス停	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、バス停に上屋を設置します。	■	■	■
	正着が困難なバス停について、改良に向けて道路事業者と連携し検討します。		■	
情報提供	吉祥寺駅南口、井の頭通り、丸井前のバス停の行き先表示の改善を検討します。	■		
	バス停留所でのわかりやすい情報提供やバスロケーションシステムの更なる改良に努めます。	■	■	■
案内	行政及び関係事業者間と連携し、市内の各駅前にわかりやすい総合案内板を設置します。		■	
	筆談用具の設置を示す案内を車内に掲示します。	■		
心のバリアフリー	駅周辺で、状況に応じて人による案内を実施します。	■	■	■
	必要に応じて高齢者、障害者等の座席への案内を実施します。	■		
	可能な限りバス停留所への正着に努めます。	■	■	■
	二ーリングの実施について、乗務員教育を徹底します。	■	■	■
	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の見直しを行います。	■	■	■

第3章 地域別構想【武蔵境駅周辺】

■バス（西武バス）

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
車 両	全ての車両を順次ノンステップ・ワンステップ車両に代替します。	■		
	車内における行き先表示や運賃表をカラー液晶表示器へ順次代替します。	■		
バス停	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、バス停に上屋を設置・改良します。	■	■	■
	正着が困難なバス停について、改良に向けて道路事業者と連携し検討します。		■	
情報提供	わかりやすい案内表示のため、停留所標識の建て替えにあわせてデザインを検討します。	■	■	■
	新型のバスロケーションシステムの導入を進め、運行実態とのずれ等の問題点の改善に向けた検討を進めます。	■		
案内	筆談用具を設置している案内を車内に掲示します。	■		
	乗降口の異なる系統が混合している停留所においては、その旨を停留所標識等に掲示します。	■		
	行政及び関係事業者間と連携し、市内の各駅前にわかりやすい総合案内板を設置します。		■	
心のバリアフリー	必要に応じて高齢者、障害者等の座席への案内を実施します。	■		
	可能な限りバス停留所への正着に努めます。	■	■	■
	二ーリングの実施について、乗務員教育を徹底します。	■	■	■
	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。	■	■	■

第3章 地域別構想【武蔵境駅周辺】

■バス（関東バス）

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
車 両	全ての車両を順次ノンステップ・ワンステップ車両に代替します。		■	
バス停	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、バス停に上屋やベンチを設置します。	■	■	■
	正着が困難なバス停について、改良に向けて道路事業者と連携し検討します。		■	
情報提供	バス停留所の適切な維持管理に努め、随時案内掲示等の汚損の改修を行います。	■	■	■
	QRコード利用による携帯電話からのバスロケ接続の簡略化を推進します。	■		
	バスロケーションシステムを見直し、運行実態とのずれ等の問題点を改善します。	■		
案内	車内の案内表示の充実に向けて検討します。	■	■	■
	行政及び関係事業者間と連携し、市内の各駅前にわかりやすい総合案内板を設置します。		■	
心のバリアフリー	必要に応じて高齢者、障害者等の座席への案内を実施します。	■		
	可能な限りバス停留所への正着に努めます。	■	■	■
	ニーリングの実施について、乗務員教育を徹底します。	■	■	■
	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。	■	■	■

■バス（小田急バス）

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
バス停	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、順次バス停に上屋やベンチを設置します。	■	■	■
	正着が困難なバス停について、改良に向けて道路事業者と連携し検討します。		■	
情報提供	バス停留所でのわかりやすい情報提供やバスロケーションシステムの更なる改良に努めます。	■	■	■
案内	車内における案内表示の充実を検討します。			■
	行政及び関係事業者間と連携し、市内の各駅前にわかりやすい総合案内板を設置します。		■	
心のバリアフリー	必要に応じて高齢者、障害者等の座席への案内を実施します。	■		
	可能な限りバス停留所への正着に努めます。	■	■	■
	ニーリングの実施について、乗務員教育を徹底します。	■	■	■
	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。	■	■	■

第3章 地域別構想【武蔵境駅周辺】

■バス（ムーバス）

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
車 両	全ての車両を順次ノンステップ車両に代替します。	■		
バス停	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、バス停に上屋やベンチを設置します。	■	■	■
	正着が困難なバス停について、改良に向けて道路事業者と連携し検討します。		■	
案内	行政及び関係事業者間と連携し、市内の各駅前にはわかりやすい総合案内板を設置します。		■	
情報提供	「バスナビ」での案内について、市ホームページ等で周知します。	■		
心のバリアフリー	必要に応じて高齢者、障害者等の座席への案内を実施します。	■		
	可能な限りバス停留所への正着に努めます。	■	■	■
	二ーリングの実施について、乗務員教育を徹底します。	■	■	■
	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。	■	■	■

3) 道路のバリアフリー化(道路特定事業)

【移動等円滑化に関する事項】

生活関連経路の複断面道路(歩車道分離型道路)については、歩道の改修による段差解消の推進や視覚障害者誘導用ブロック設置、わかりやすい案内サインの整備などの事業を沿道施設との連続性にも配慮のうえ実施します。

生活関連経路の単断面道路(歩車道一体型道路)については、L形側溝の狭小化、電柱の細径化による有効幅員の確保などの事業を実施します。

また、不法占用の取締りの強化、放置自転車の排除などの心のバリアフリーを実施します。

■道路（都道）

道路管理者	事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
東京都	①	都道 126 号線	わかりやすい案内サインの整備を検討します。		■
	②	都道 123 号線	適切な維持管理に努めます。	■	■
	③	主要地方道 12 号線	適切な維持管理に努めます。	■	■
	④	主要地方道 12 号線 すきっぷ通り	歩道上の商品や立て看板は道路パトロールの際に指導します。	■	■
放置自転車対策は市と協力して対応します。			■	■	■

第3章 地域別構想【武蔵境駅周辺】

■道路（市道）

道路 管理者	事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5~10年)	展望期 (10年以降)	
武蔵野市	⑤	武蔵境駅北口 広場	駅前広場の再整備に合わせて全面的なバリアフリー化を実施します。	■		
	⑥	武蔵境駅南口 広場	南口駅前広場の再整備に合わせて全面的なバリアフリー化を実施します。	■		
	⑦	市道第84号線	北口駅前広場の再整備に合わせて、視覚障害者誘導用ブロックの連続設置を実施します。		■	
	⑧	市道第261号線 グリーンモール	鉄道連続立体交差事業に合わせて、全面的なバリアフリー化を実施します。		■	
	⑨	市道第63号線	視覚障害者誘導用ブロックの設置を推進します。		■	
			電柱の細径化を検討します。			■
	⑩	市道第73号線 境南通りほか	東西路線の西側について、全面的なバリアフリー化を実施します。	■		
			段差解消などバリアフリー化を実施します。（南北路線）		■	
			視覚障害者誘導用ブロックの設置を推進します。（南北路線）		■	
			電柱の細径化を検討します。（南北路線）		■	
	⑪	市道第80号線 山桃通り	視覚障害者誘導用ブロックの設置を推進します。		■	
			幅員を狭めている横断抑止柵の改修を検討します。		■	
			電柱の細径化を検討します。		■	
	⑫	市道第199号線 かえて通り	適切な維持管理に努めます。	■	■	■
	⑬	市道第288号線 すぎみ通り	適切な維持管理に努めます。	■	■	■
	⑭	市道第302号線 境南コミュニティ 通り	段差解消などバリアフリー化を実施します。		■	
			視覚障害者誘導用ブロックの設置を推進します。		■	
電柱の細径化を検討します。				■		
⑮	市道74号線	道路の拡幅に合わせて全面的なバリアフリー化を実施します。		■		
⑯	市道72号線	適切な維持管理に努めます。	■	■	■	
⑰	私道	排水蓋を細目又は鋳物蓋に交換します。	■			
		L形側溝の狭小化等を実施します。			■	

第3章 地域別構想【武蔵境駅周辺】

道路管理者	事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
武蔵野市	⑱	市道 236 号線	排水蓋を細目又は鋳物蓋に交換します。	■	
			L 形側溝の狭小化等を実施します。		
	⑲	市道 40 号線	視覚障害者誘導用ブロックの輝度比を改善します。		■

■道路（共通）

道路管理者	事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
武蔵野市・東京都	維持・管理	歩道における部分的な舗装の改修に際しても、目地の小さいブロックを利用します。	■	■	■
			■	■	■
	設備	視覚障害者誘導用ブロックを継続的に維持管理し、工事中の箇所では適切な敷設方法の指導を行います。	■	■	■
			■	■	■
	事業者間の連携	生活関連施設内の視覚障害者誘導用ブロックと連結させます。 バス事業者と連携して、正着しやすいバス停留所となるよう歩道の構造を改善します。	■	■	■
			■	■	■
心のバリアフリー	道路上の不法占用看板・工作物に対する指導及び撤去を推進します。 自転車の放置防止指導を強化します。	■	■	■	
		■	■	■	

4) 都市公園のバリアフリー化（都市公園特定事業）

〔移動等円滑化に関する事項〕

生活関連経路沿道の都市公園では、園路の幅員の確保や車いす対応の水飲み場の設置などの事業を実施します。

■境南ふれあい広場公園

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
利用	駐輪場	係員による放置自転車対策を行いません。	■	■	■
	その他の設備	車いす対応の水のみ場に改修します。	■		
心のバリアフリー		イベントの主催者に対し園路の幅員確保を周知します。	■	■	■

第3章 地域別構想【武蔵境駅周辺】

■境本公園

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
利用	その他の設備	車いす対応の水のみ場に改修します。	■		
	心のバリアフリー	イベントの主催者に対し園路の幅員確保を周知します。	■	■	■

5) 建築物のバリアフリー化（建築物特定事業）

【移動等円滑化に関する事項】

生活関連施設の建築物については、視覚障害者誘導用ブロックの設置、主要な通路における有効幅員の確保、わかりやすい案内表示の設置、筆談対応の掲示、係員の接遇教育などの事業を実施します。

<公共建築物>

■武蔵境市政センター

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討します。	■		
利用	トイレ	ベビーベッド、オストメイトの設置について検討します。	■		
	心のバリアフリー	筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

■市民会館

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	通路（廊下）	建物の改修の際に、居室出入口の拡幅を検討します。		■	
利用	トイレ	ベビーチェア、オストメイトの設置を検討します。	■		
	案内	わかりやすい施設内の案内表示を検討します。	■		
	駐車場	障害者用駐車施設を設置します。	■		
	心のバリアフリー	利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

第3章 地域別構想【武蔵境駅周辺】

■武蔵野スイングホール

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
利用	トイレ	ベビーチェア、オストメイトの設置を検討します。	■		
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

■武蔵野プレイス

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
	移動	移動等円滑化基準等に基づき、施設のバリアフリー整備を実施します。	■		
利用	設備	音声自動読み上げ機、拡大図書機を設置します。	■		
		対面朗読室を1階に設置します。	■		
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内を掲示します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を行います。	■	■	■

■境南コミュニティセンター

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	通路（廊下）	3階通路について、スロープ位置の改善や手すりの設置等を検討します。	■		
		什器を移動することなどにより、主要な通路（出入口～廊下等）での、有効幅員の確保に努めます。	■	■	■
利用	トイレ	ベビーチェア、オストメイトの設置について検討します。	■		
		トイレのサインを改善します。	■		
案内		名前が表示されていない部屋にサインを掲示します。	■		
		手話のできる窓口担当者がある旨の掲示を検討します。	■		
しくみ		障害者等に配慮した予約方法を検討します。	■		
心のバリアフリー		筆談用具を設置し、設置を示す案内を掲示します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■
		体育館へのスロープについてサインまたは声かけで案内し、必要な場合は係員が付き添います。	■		

第3章 地域別構想【武蔵境駅周辺】

<民間建築物>

■イトーヨーカ堂武蔵境店

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5~10年)	展望期 (10年以降)
移動	エレベーター	既存エレベーターを車いす対応に改修することを検討します。(西館)	■		
利用	トイレ	子供用フロアのトイレをベビーカーで入れるよう改修を検討します。(東館)	■		
		多機能トイレの設置や子供連れ利用者への対応を検討します。(西館)	■		
	設備	西館と東館における連絡通路の設置について関係機関と協議します。	■		
	案内	よりわかりやすい案内表示の設置を検討します。	■		
	駐車場	障害者用駐車施設の設置を検討します。(東館)	■		
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

■たいらや武蔵境店

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5~10年)	展望期 (10年以降)
	施設全般	建替え又は大規模改修にあわせ、施設のバリアフリー化を検討します。		■	
	心のバリアフリー	利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

■武蔵野赤十字病院

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5~10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	建物の改修時にあわせ、駐車場内の段差の解消及び視覚障害者誘導用ブロックの延長を検討します。		■	
利用	駐輪場	利用者の駐輪が、出入口やスロープを遮らないよう配慮します。	■	■	■
	案内	よりわかりやすい案内に努めます。	■	■	■
	心のバリアフリー	利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

■武蔵境病院

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5~10年)	展望期 (10年以降)
利用	駐輪場	利用者の駐輪が、出入口やスロープを遮らないよう配慮します。	■	■	■
	案内	よりわかりやすい案内板の設置を検討します。	■		
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

6) 信号機等のバリアフリー化（交通安全特定事業）

〔移動等円滑化に関する事項〕

交通安全特定事業については、各道路管理者と連携のうえ、エスコートゾーンの設置、生活関連経路における既存信号機のLED化、バリアフリー対応信号機の設置などの事業を実施します。

■武蔵野警察署

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以上)
信号機関係	生活関連経路の既存信号機について、LED化を進めます。	■	■	■
	生活関連経路では、必要に応じてバリアフリー対応（青延長・音響式）信号機を整備します。	■	■	■
	利用者の状況に応じて、視覚障害者誘導施設（エスコートゾーン）の設置を進めます。	■	■	■
心のバリアフリー	市のバリアフリー担当部署と連携し、バリアフリー対応信号機の利用方法の周知を図ります。	■	■	■
	生活関連経路における違法駐車取り締まりを強化します。	■	■	■
	違法駐車防止や自転車利用マナー、違法横断の防止等の広報活動及び啓発活動を実施します。	■	■	■
五宿踏切跡の北側交差点	信号機の設置を検討します。	■		

5. その他

武蔵境駅周辺地区では連続立体交差事業にあわせ南北方向の道路整備が予定されています。南北交通の最大のバリアであった踏切がなくなるため、これらの道路もバリアフリー化された道路として、事業を推進していきます。

また、武蔵境北側地区には、本市が独自に計画した区画道路があります。区画道路は、都市の骨格となる幹線道路を補完し道路のネットワーク化を進めるための道路です。これらの区画道路計画の実現にあたってはバリアフリー化に考慮して整備を推進していきます。

今後、バリアフリー新法の規定に基づいて、施設設置管理者(公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者及び建築主等)及び公安委員会は、それぞれ本構想に即して特定事業計画を作成し、これに基づいて特定事業を実施することになります。特定事業計画の作成や事業の実施にあたり、各事業者は、具体的な改善箇所や方法について、本市バリアフリー担当課と連携して必要な情報を公開するとともに、なるべく多くの方の意見が反映されるように努めることとします。

また、市が実施すべき特定事業以外の事業についても同様の方策をとります。

1. 特定事業計画の作成

施設設置管理者及び公安委員会は、本構想に即して平成23年度中に特定事業計画を作成することとします。この特定事業計画を定めるにあたって、あらかじめ市及び関係する特定事業者の意見を聴くとともに、高齢者、障害者等をはじめ関係者の意見を聴くこと等により、それらが十分に反映されるよう努めるものとします。本構想の策定過程において、多くの方から寄せられた様々な意見・要望を十分尊重して特定事業計画を作成するものとします。

特定事業者は、特定事業計画を定めようとする際には、あらかじめ市及び関係する施設設置管理者、公安委員会の意見を聴く義務を負いますので、十分な事業者間の調整を行い、連携の取れた特定事業計画を作成することとします。

2. 特定事業の実施

1) 公共交通特定事業

バリアフリー新法では、民間事業者の自主的な経営上の判断に委ねられるべきものであること、基本的な内容は基本構想により明らかであることから、公共交通特定事業計画の公表を義務付けていません。しかし本構想の基本的考え方である「事業実施への参加」の原則から、道路管理者に準じて市民参加の機会の確保に努めることとします。鉄道事業者については、重点整備地区の中心となる特定旅客施設である駅のバリアフリー化を担うため、公共交通特定事業の実施にあたって、以下に述べる市民参加の機会の確保に努めることとします。具体的な参加の実施にあたっては、鉄道事業者と本市バリアフリー担当課が協力します。

- * 特定事業の実施にあたり必要な情報を公開すること
- * バリアフリー新法に定める高齢者、障害者等にとらわれず、ベビーカーの利用者など移動に制約のある多くの人々についても意見を聴取する機会を設けること

バス事業者については、公共交通特定事業の実施にあたって、鉄道事業者に準じた市民参加の機会を確保するよう努めることとします。

2) 道路特定事業

重点整備地区においてバリアフリー化を推進するにあたって、生活関連経路のバリアフリー化の実現が重要なことから、市道及び都道の管理者である武蔵野市及び東京都の責任は特に重大です。道路管理者は、道路特定事業の実施にあたって、本市バリアフリー担当課と協力して、以下に述べる市民参加の機会を確保します。

- * 特定事業の実施にあたり必要な情報を

公開すること

- * バリアフリー新法に定める高齢者、障害者等にとらわれず、ベビーカーの利用者など移動に制約のある多くの人々についても意見を聴取する機会を設けること

3) 都市公園特定事業

バリアフリー新法第34条に基づき、都市公園特定事業計画を定めようとする際は、あらかじめ市及び関係する施設設置管理者の意見を聴く義務を負いますが、特に道路との接続など道路管理者との間で十分な調整を行うこととします。また、市民の憩いの場であることから、都市公園特定事業の実施にあたっては道路管理者に準じた市民参加の機会を確保するものとします。

4) 建築物特定事業・路外駐車場特定事業

バリアフリー新法では、民間事業者の自主的な経営上の判断に委ねられるべきものであること、基本的な内容は基本構想により明らかであることから、建築物特定事業計画の公表を義務付けていません。しかし本構想の基本的考え方である「事業実施への参加」の原則から、公共性の高い施設については、建築物特定事業及び路外駐車場特定事業実施にあたり、市民参加の機会の確保に努めることとします。

5) 交通安全特定事業

公安委員会は、交通安全特定事業の実施にあたって鉄道事業者に準じた市民参加の機会の確保に努めます。

6) その他の事業

本構想に基づいて行う特定事業以外の事業の実施にあたっては、特定事業に準じた市民参加の機会を確保するよう努めることとします。

3. 進捗状況の把握及び評価

1) 進捗状況の把握の手法

バリアフリー新法は、基本構想及び特定事業計画の実施に向けて、特定事業計画の公表義務や関係者への送付などいくつかの方策を講じています。しかし、さらに計画の実効性を担保するために本市独自の進捗状況の把握の方策を定めます。一般にバリアフリー基本構想は、市町村が作成するものであり、その進捗状況の把握も本来市町村が行うべきものですが、本構想においては、その基本的考え方である「基本構想実現への参加」の原則から、計画実現についても市民を含む第三者機関による進捗状況の把握を行う必要があると考えます。そこで、以下に示す権能を有する委員会を設置するものとします。

- (1) 名称：武蔵野市バリアフリー事業計画実施推進委員会(仮称)
- (2) 目的：武蔵野市バリアフリー基本構想及びこれに基づく特定事業計画に即した事業の実施について進捗状況の把握を行い、すべての人の移動が円滑に行われるまちづくりの実現を遅滞なく進めることを目的とする。
- (3) 構成：学識経験者、高齢者・障害者等の関係者団体代表、市民などとし、任期はこの委員会の継続性に配慮して定める。
- (4) 役割等：バリアフリー基本構想に基づく各

特定事業計画及び市の独自事業がその年次計画に従って実施されているかを判断するため、関係者から資料の提出及び説明を求めることができる。

特定事業の実施状況について評価し、市長に提言する。

(5) 事務局：バリアフリー担当課とする。

市長は、この委員会からの提言により特定事業が実施されていないと認める時は、公共交通特定事業、施設設置管理者（国または地方公共団体が実施すべきものを除く）及び公安委員会に対して、バリアフリー新法第38条に基づき、その事業の実施を要請することとします。また、他の特定事業についても、同様に事業の実施を要請することができるものとします。

2) バリアフリー基本構想の評価・見直し

すべての人の移動や施設の利用が円滑に行われるまちづくりに本構想が資するため、目標年次の前半が終了する平成27年度に本構想そのものの評価を行うとともに、事業の進捗状況やバリアフリー新法及び政省令の改正などの社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて基本構想の見直しを行います。評価・見直しは、「武蔵野市バリアフリー事業計画実施推進委員会(仮称)」の意見を聴くとともに、移動に制約のある人をはじめ広く市民の意見を聞きながら実施することとします。この評価に先立って実施状況についての情報を公表するとともに、評価・見直しにあたっては、アンケート、ヒアリング、現地調査など、旧基本構想の改定にあたり実施した市民参加の手法を踏襲するものとします。

4. 武蔵野市第5期基本構想・長期計画への明記

平成24年度を初年度とする第5期基本構想・長期計画の策定作業が、平成22年度から始まります。この基本構想は、地方自治法第2条第4項に定める「地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想」であり、議会の議決を経ることとなっています。本市では、昭和46年以来この基本構想・長期計画を伝統的に武蔵野方式による市民参加で策定しており、他の市町村に比べ政策決定において、その重要度が著しく高いものとなっています。予算の獲得も長期計画に記載のある事業が優先されます。したがって、本構想に盛り込まれた特定事業その他の事業を主管する市の部課は、特定事業計画等の事業計画に記載される年次計画（事業実施期間）にしたがって、本構想に基づく各種事業が第5期基本構想・長期計画に明記されるよう努めます。

5. 国や都、関係自治体との連携

本構想では、長期的に実現されるべき移動等円滑化の姿を明らかにする観点から、早期に実現可能なものだけでなく、今後、記載した内容に基づき検討をはじめの中長期的な取組みも示しています。財政状況が厳しい中、効率的かつ効果的に事業を展開するためには、関連技術の進歩や最新の取組に関する情報収集、適切な財源確保が課題となります。

また、市民の活動は市域を越えるものであり、移動や利用に係るバリアフリー化の推進には、

重点整備地区を拡大するだけでなく、隣接する各地域で進む重点整備地区を有機的に結びつけることが必要になります。

そこで、本市の取り組みで得られた新たな知見や検討すべき課題を積極的に国や都、関係自治体に情報提供するとともに、国や都に対し、複数の事業者が関わる面的な整備において、柔軟に活用できる事業制度の創出や他自治体・事業者等での優れた事例の紹介など、本市の取り組みに対するさまざまな支援を求めています。

第4章までは、バリアフリー新法の主旨に基づき、バリアフリー化への具体的な取組みについて提示しています。しかし、対象と期限が限定された内容となっているため、市内全域のバリアフリー化が達成できるわけではありません。また、時の経過とともに、バリアフリー新法自体も見直しされることが考えられます。そこで、今後とも国における関連の動きについても関心を払い続けるとともに、多様な市民の参画を得て、バリアフリーあるいは、より広範な観点からの様々な取組みを展開させていく必要があります。

ここでは、バリアフリー新法の枠を超えて、まちづくりに展開させていくことについて示します。

1. 重点整備地区内におけるさらなる事業の推進

これまでに掲げてきた事業に引き続き、重点整備地区において以下のような事業を実施していきます。

1) 吉祥寺駅周辺地区

現在、吉祥寺は大きな変革のときを迎えています。吉祥寺の顔である駅や大規模店舗の改修が同時期に行われ、平成25年を目処にこれらの事業が完了する予定です。これらの主要な施設の更新に伴い、歩行動線の変化や、施設の使われ方の変化等、現時点では予測のつかない変化が生じる可能性があります。また今後、南口交通広場の整備が行われるため、自動車交通や公共交通の動線等の変化も起こる可能性があります。これらの将来起こりうる歩行動線や交通体系の変化等に即したバリアフリー化の推進が必要です。

2) 三鷹駅周辺地区

低・未利用地が多い三鷹駅北口周辺ですが、土地の有効かつ合理的な利用が促進し街並みが大きく変化することが予測されます。また、平成29年稼働予定の新クリーンセンターについては、地域を活性化するコミュニケーションの場となる整備が予定されています。これらのことから、新たな歩行動線や交通動線の変化が想定されるため、実情に即したバリアフリー化の推進が求められます。

3) 武蔵境駅周辺地区

武蔵境駅周辺は、JR中央本線及び西武鉄道多摩川線連続立体交差事業による南北一体のまちづくりが進められています。今後、鉄道高架下の有効活用や駅前広場の改修、南北道路や鉄道高架橋に沿った側道の整備など様々な都市基盤の整備が進められます。これらの将来起こりうる歩行動線や交通体系の変化等に即したバリアフリー化の推進が必要です。

また、それぞれの重点整備地区に共通する事業として、生活関連経路に指定されていない道路のバリアフリー化を推進します。

更に、本構想だけでは実現できなかった様々な課題に対応した事業についても実施していきます。

2. 市内全域への拡大

バリアフリー新法では、新設等を行う一定の施設等には移動等円滑化基準への適合義務が課せられる仕組みになっています。そのため、基準適合義務が課せられない既存の施設等について、バリアフリー化を進めることが重要です。

そこで、重点整備地区以外の既存の施設のバリアフリー化にあたって、施設設置管理者（公

公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者及び建築主等）及び公安委員会は、重点整備地区の整備の進捗を踏まえ、可能な限り移動等円滑化基準へ準じるとともに、必要な情報提供を行うなどのソフト施策を充実させ、ハード・ソフト一体となった総合的な取組みを推進することとします。

公共交通特定事業のうち、バス交通については、バス停留所の設置位置・形態や交通体系についてさらに検討し必要な手段を講じることとします。

市内全域の道路については、改修に際して、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」に則るとともに、同ガイドラインには適合しない生活道路等については本構想の『第2章 2.個別整備方針』に基づく整備を推進していきます。また、生活道路への通過車両の流入を抑制し、安全な歩行空間を確保するには、道路ネットワークの整備が必要であることから、関係機関に必要な働きかけを行います。

公園については、本市の定める公園・緑地リニューアル計画に基づき、出入口、園路、便益施設のバリアフリー化を推進していきます。

公共建築物については、バリアフリー化の整備方針を策定するとともに、策定された方針に基づき、改修を進めます。

交通管理上の課題については、交通管理者と連携し、バリアフリー化のために必要な事項について実施します。

3. 新たな技術等への取組み

国土交通省では、少子高齢化社会に向けて、ICT等を活用し、高齢者や障害者をはじめ、誰もが必要に応じ、移動に関する情報を入手し、積極的に活動できる環境を構築する上で、ユビキタス技術等を活用して、あらゆる歩行者が移動に関する情報を入手できる環境を、まちづく

りの中に構築することを目指した先進的な取組みを支援するモビリティサポートモデル事業を実施し、得られた成果を広く他地域へ普及・展開していく取組みを進めています。

また、視覚障害者等を対象として、利用者が送信カードの電源を入れて携帯し、公共施設などに設置されている受信機に近づくだけで、自動的に建物や施設内部を音声や自然音で案内するシステムの導入などが進んでいます。今後ますますこのような機器に対する設置要望は高まると考えられますが、多様に存在するシステムの中から、統一的な設備を選択する必要があります。

現在、様々な研究が進められていますが、このような機器を普及させていくためには、市域などにとらわれることなく、広域的に統一した基準により開発していく必要があります。

このようにバリアフリーへの新たな取組みの中には、現在試行している事業等の成果を踏まえ検討すべき事項や、広域的な観点から統一化を図るべき事項等がありますが、いずれの場合においても、独自の発想により先進的な課題に取り組むとともに、市民の声を開発する側に伝えていくなど、様々な形で関わっていきます。

4. 基本構想の継続的な発展

本構想では、移動や施設の利用、またそれらに関わる心のバリアフリーに関して、多様な市民意見に基づき、基準の有無や適合の状況にとらわれず、必要と考えられる施策を位置付けました。これにより、移動等円滑化が推進され、より充実した移動・利用環境の実現が図られることとなります。

しかし、これらの取組みにより、すべての人の自由な移動・利用や社会への参加が保障されるわけではありません。

現在、「(仮称)交通基本法」や「(仮称)障害者総合福祉法」の制定に向けた検討が進められています。この中では、一人ひとりが健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な「移動権」の保障や、障害者の自立と社会参加に向けた総合的な支援の必要性が謳われています。また、2006年(平成18年)に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」では、さまざまな障害者に固有の尊厳の尊重を促進することが謳われており、日本も批准に向けて検討しています。

これらの社会情勢の変化は、これまでの基準に適合させる取組みだけではなく、障害者が固有に抱える移動や施設の利用に対する課題について、必要な支援及び解決するための努力が求められていることを示しています。また、お互いの人権を尊重し、「理解と協力」の意識を高め、共助の考え方で障害者を支えあう社会の必要性が強く示されています。

そのため、今後も、高齢者、障害者をはじめとする全ての人が地域の中で自立し、より充実した生活を得られるように、多様な市民の意見を取り入れて取組みを改善・充実するとともに、広く一人ひとりの意識に「理解と協力」の必要性を浸透させることで、すべての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

用語集

あ行

■ICT

Information Communication Technologyの略。ICTは、情報・通信に関連する技術一般の総称で、従来頻繁に用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられるもの。

■アクセシビリティ

アクセスのしやすさのこと。情報やサービスなどがどれくらい利用しやすいか、とくに障害者や高齢者などが不自由なく利用可能かどうかの度合いを示すもの。

■移動等円滑化基準

バリアフリー新法施行に伴い主務政省令で定められた、旅客施設、車両、道路、信号機、路外駐車場、都市公園、建築物等に関する基準。

■移動等円滑化の促進に関する基本方針

バリアフリー新法3条に基づき、主務大臣が定める移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための基本方針。(平成18年12月15日国家公安委員会、総務大臣、国土交通省告示第一号)

■インターロッキングブロック

広場や歩道などに敷く特殊形状をした舗装用のコンクリート等のブロック。インターロッキングとは「かみ合わせる」という意味で、ブロック相互のかみ合わせにより荷重分散を図る。

■STS(スペシャル・トランスポート・サービス)

STSとは、Special Transport Serviceの略。地域で生活する高齢者・障害者等の移動手段として、利用者の住居近くから目的地までの

送迎サービスを提供するもの。主に身体的状態の制約により、バスや鉄道などを利用することのできない人や利用困難な人を対象としている。武蔵野市では平成12年からレモンキャブ事業を実施している。

■エスコートゾーン

視覚障害者用横断帯といわれ、横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる突起を設け、横断歩道内を安全にまっすぐ進めるようにするもの。

■NPO

非営利組織(Non-Profit Organization)の略。営利を目的としない公益事業や市民活動を行う組織。

■L形側溝

道路の端に位置する雨水排水のためのL形の側溝。コンクリート製のものが多い。

■オストメイト

オストメイトとは人工肛門や人工膀胱を持つ人たちのこと。疾患部の全部または一部の摘出手術を受け、腹部に排泄のための孔(ストーマ)を設け、排泄、排尿に対応するための袋(パウチ)を装着している。

か行

■輝度(cd/m²)

ものの明るさを表現したものであり、単位面積当たり、単位立体角当たりの放射エネルギー(発散する光の量)を比視感度(電磁波の波長毎に異なる感度)で計測したものである。輝度は輝度計により測定することができる。(JIS Z 9111)

■輝度比

輝度比 = 視覚障害者誘導用ブロックの輝度 / 舗装路面の輝度（輝度が大きい方を除算するので、ブロックと舗装の輝度比を逆として算出する場合もある。）

■吉祥寺環境浄化作戦

路上にはみ出して看板や商品台を置かないよう指導啓発を行うため、平成6年から毎月1回吉祥寺活性化協議会と市、武蔵野警察が協力して吉祥寺駅周辺の商店街をパトロールするもの。

■基本構想・長期計画

基本構想は、武蔵野市の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、本市行政の最も上位に位置する総合計画です。地方自治法によりその策定が定められています。現在は第四期基本構想のなかにあり、平成16年度に平成17年度から平成26年までの10年間の展望にたって策定されました。

長期計画は、基本構想にもとづく、各分野ごとのより具体的な事業計画で、定期的に調整しています。

■QRコード

白と黒のドットで構成された模様の2次元コード。携帯電話などで読み取ることで文字情報やURL（ウェブページのアドレス）などのデータを得ることができる。

■交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年11月15日制定）の略称。公共交通機関のバリアフリー化と、市区町村が定める移動円滑化基本構想（交通バリアフリー基本構想）の大きな枠組みとなる。バリアフリー新法の施行に伴い、ハートビル法と統合・拡充された。

■心のバリアフリー

高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないこと、必要に応じ高齢者、障害者等の移動及び施設の利用を手助けすること等の支援により、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用に積極的に協力すること

■コミュニケーションボード

障害者や外国人などのコミュニケーションをとりにくい方が、自分の意志を相手に伝えるために利用する絵記号が記されたボード。

■コミュニティバス

大型の路線バスとは異なり、駅から遠く、バス路線から外れている交通不便地域や道路が狭い地域に小型バスを走らせ、気軽に利用できるようにするもの。武蔵野市のムーバスが全国ではじめて。

さ行

■サービス介助士

家事援助等に必要な入浴・排泄・食事などの介護技術を要しない「比較的元気な高齢の方や障害をもつ方をお客様としてお迎えするときの介助技術」を、NPO法人日本ケアフィットサービス協会が認定する資格。

■視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者を誘導するために床面や路面等に敷設される、線状、点状の突起をもったブロックのこと。

■自転車・ミニバイク放置禁止区域

武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例に基づき、各駅周辺半径約300mを

自転車等放置禁止区域に指定し、随時放置自転車等の撤去を行っている。

■障害者の権利に関する条約

あらゆる障害を持つ人の尊厳と権利を保障するための人権条約。平成18年の第61回国連総会において採択された。

■重点整備地区

バリアフリー新法に基づく基本構想に定める地区。バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として市区町村が定めるもの。

■すいすいプラン

比較的短期間に、少額の投資で効果の発揮できる局所的な渋滞対策事業として、右折レーン等を設置して右折待ち車両による渋滞を緩和するための東京都で策定実施している「交差点すいすいプラン100」や「第2次交差点すいすいプラン」などの総称。

■スパイラルアップ

スパイラルアップとは、計画→実施→評価→改善を行いながら理想に向かっていくプロセスを意味し、「継続的に改善すること」として用いられる。

■生活関連施設

高齢者や障害のある人等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設のこと。

■生活関連経路

生活関連施設相互間の経路(道路や通路など)

■(バスの)正着

バスが停留所との隙間を空けずに停車すること。

■セミフラット型

歩道の高さが車道よりやや高い(5cm程度)歩道形式をセミフラット型という。

た行

■多機能トイレ

車いす利用者だけでなく、足の不自由な人、乳幼児連れ、オストメイト等の多様な利用者に対応した設備を設けた多機能なトイレ。

■地域社協

市内を13の地区(原則として小学校区)に分け、市民が主体となって地域の福祉問題を話し合ったり、対応を協議したりする団体。正式名称は「地域福祉活動推進協議会」といい、武蔵野市民社会福祉協議会がその活動を支援している。お互いのプライバシーを尊重しながら、日ごろから温かくやさしい人間関係を築き、日常生活に不安や不便を感じたときや災害時などにお互いが助け合い、支えあうことを目的とする。

■TWCC

Total Welfare Configured Cityの略で、高齢者にやさしいまち、障害者にも他のすべてのひとにもやさしいという福祉的視点で、将来を見通し、道路・住宅・交通・公共施設などの都市基盤を整備すること。

■テンポラリースタッフ

朝・タラッシュ時に、ホーム上で乗車促進や乗客案内、清掃等を行う「臨時雇用員」。

■東京都福祉のまちづくり条例

高齢者、障害者等にとってやさしいまちがす

べての人にとってやさしいまちであるという認識に立ち、高齢者、障害者等が円滑に利用できる施設の整備とサービスの向上を図るために制定された条例。平成7年3月16日 条例第33号、平成21年10月1日改正全面施行。

■透水性舗装

雨水等を地下に円滑に浸透させることができる舗装構造。透水性舗装により、排水勾配に必要な横方向の勾配を緩和できる。

■特定公園施設

都市公園の出入口・駐車場と特定公園施設及び主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場／休憩場／野外劇場／野外音楽堂／駐車場／便所／水飲場／手洗場／管理事務所／掲示板／標識などがある。

■特定事業計画

バリアフリー新法に基づく基本構想に記載された特定事業（バリアフリー化に関する事業）に関し、関係する事業者が作成する計画。公共交通事業者が作成する公共交通特定事業計画、道路管理者が作成する道路特定事業計画、公安委員会が作成する交通安全特定事業等がある。

■特定道路

生活関連経路を構成する道路法による道路のうち多数の高齢者、障害者の移動が通常徒歩で行われるもので、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したもの。新設又は改築に際しては、道路移動等円滑化基準への適合義務がある。

■特定路外駐車場

道路の付属物である駐車場、公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場を除く路外駐車場であって、駐車のために供する部

分の面積が500㎡以上であり、かつ駐車料金を徴収するもの。

■特定旅客施設

1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上であること、又は相当数の高齢者、障害者等の利用が見込まれることなどの要件に該当する旅客施設。

■特定建築物

学校、病院、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の人が利用する建築物

■特別特定建築物

不特定かつ多数の人が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物（盲学校、聾学校、養護学校、病院、診療所、劇場、観覧場、映画館、演劇場、集会場、公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの、体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場、博物館、美術館、図書館、公衆浴場、飲食店、郵便局、理髪店、銀行、車両の停車場、駐車施設、公衆便所、公共用歩廊 等）

な行

■波打ち歩道

マウンドアップ形式の歩道に車両が乗り入れるための切下げ部分が連続して発生し、歩道自体が波打った危険な歩道。

■ニーリング

バスのエアサスペンションの空気を抜いて車

体を傾け、乗り降りをしやすくする機能。

■ノーマライゼーション

障害者や高齢者などを特別な人と見るのではなく、障害者や高齢者などが社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきで、共に生きる社会こそがノーマル(あたりまえ)だという考え方。

■ノンステップバス

低床型のバス的一种で、車両内で階段がなく、スムーズな乗降が可能なバス。車いす使用者の乗降の際は、スロープ板等を出す。後方座席へ行く途中に数段の階段がある。

は行

■パークアンドライド

渋滞緩和のための一つの策で、渋滞する街中を避けて駐車場を作りそこに停めて(パーク)、そこからバスや電車等の公共手段を使い(ライド)街中へ移動するというもの。

■バスナビ

パソコンや携帯電話から、バスの運行情報や時刻表を閲覧できる 情報提供サービス。

■バスロケーションシステム

バスの現在地を把握し、バス停への到着時間を利用者に知らせるもの。バス停留所や携帯電話、パソコンなどで提供される。

■ハード・ソフト

ハードとは道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。ソフトとは人、システム、制度など主に運用に関するもの。

■ハートビル法

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成6年)。一定規模の病院、劇場、百貨店、公共施設等の建築物について、バリアフリー化の努力義務を課したもの。改正ハートビル法(平成15年4月1日施行)では、一定条件の特別特定建築物の新設もしくは大規模な改良の場合は、バリアフリー化が義務づけられる。バリアフリー新法の施行に伴い、交通バリアフリー法と統合された。

■パブリックコメント(=意見公募)

行政が計画を策定したりする際に、あらかじめ計画の原案を市民等に公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続のこと。

■バリアフリー化

高齢者や障害者などが社会で活動するなかに存在する障害(バリア)を取り除くこと。

■バリアフリー新法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年12月20日施行)の略称。従来の交通バリアフリー法では大規模な鉄道駅等の旅客施設を中心として、周辺道路や信号機等のバリアフリー化を図ることが目的とされていたが、より面的かつ一体的・連続的なバリアフリー化を促進していくための枠組みとして、建築物のバリアフリーに関する法律であるハートビル法と交通バリアフリー法が一体化した法制度となったもの。

■ピクトグラム

「絵文字」「絵単語」などで、何らかの情報や注意を示すために用いられる視覚記号(サイン)の一つ。

■ホームドア

駅のホームの縁端に設けられた、ホームと線路を仕切るドア。ホーム上の利用者が線路内に立ち入ったり、転落したりするのを防ぐなど安全を確保できる。

ま行

■マウントアップ

車道より高い(10~25cm)歩道型式をマウントアップ形式という。

■武蔵野市健康福祉総合計画

武蔵野市第四期長期計画調整計画に基づき、福祉施策及び健康施策を総合的な視点から再構築することを目的として、改定時期を迎えた「武蔵野市高齢者福祉計画」、「武蔵野市介護保険事業計画」、「武蔵野市障害福祉計画」に加え、同じく改定期を迎えた「武蔵野市健康推進計画」を一体的かつ総合的に見直した計画。

■武蔵野市市民交通計画

「市民の視点に立った、高齢者や障害者をはじめ市民誰もが利用しやすい交通体系」の実現を図るべく、歩きやすく安全で快適な道路の整備、自転車や自動車の適正な利用、公共交通(路線バスなど)の利便性の向上など、市民の移動手段としての交通の体系について、付随する施設・設備などの整備や市民との協働などを視野に入れて、ソフト及びハードの両面から示した指針。

■武蔵野市地域公共交通総合連携計画

市民の視点に立った、高齢者や障害者をはじめ市民誰もが利用しやすい交通体系の実現を目的とし、武蔵野市の交通行政の総合的・体系的な基本計画である「市民交通計画」の公共交通部門

として策定。

■武蔵野市都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として平成12年に市民参加により策定したもので、市と市民が共有する武蔵野市の今後のまちづくりのビジョンを示したものの。

■ムーバス

武蔵野市内に存在するバス交通の空白・不便地域を解消することと、高齢の方などが気軽に安全に街に出ることを目的として運行されている「コミュニティバス」の愛称名。運賃は100円の均一料金。

や行

■ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。

■ユニバーサルデザイン政策大綱

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、今後、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念に基づき国土交通行政を推進するために国土交通省が策定。

■ユビキタス

ラテン語で「至る所に存在する(遍在)」という意味を持ち、あらゆる情報機器が広帯域ネッ

トワークで結ばれ、誰もがいつでもどこでも安全に情報をやりとりできる環境。

ら行

■連続立体交差事業

市街地で鉄道と道路が数多く平面交差している場所で、鉄道の一定区間を連続して高架化又は地下化し、一挙に踏切をなくしていく都市計画事業。

■路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車施設で、一般公共用の駐車施設のことをいう。

■路側帯

歩道のない道路で、歩行者の通行のためや車道の効用を保つための白の線によって区分された道路の端の帯状の部分。

わ行

■ワンステップバス

低床型のバス的一种で、車両内で一段のぼる形式のバス。車いす使用者の乗降の際は、スロープ板等を出す。